

平成 17 年第 3 回防府市議会定例会会議録（その 4）

平成 17 年 9 月 15 日（木曜日）

議事日程

平成 17 年 9 月 15 日（木曜日）

午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1 番	今 津 誠 一 君	3 番	松 村 学 君
4 番	山 下 和 明 君	5 番	重 川 恭 年 君
6 番	斉 藤 旭 君	7 番	藤 本 和 久 君
8 番	弘 中 正 俊 君	9 番	田 中 敏 靖 君
10 番	木 村 一 彦 君	11 番	山 本 久 江 君
12 番	横 田 和 雄 君	13 番	平 田 豊 民 君
14 番	安 藤 二 郎 君	15 番	藤 野 文 彦 君
16 番	三 原 昭 治 君	17 番	高 砂 朋 子 君
18 番	行 重 延 昭 君	19 番	原 田 洋 介 君
20 番	河 杉 憲 二 君	21 番	河 村 龍 夫 君
22 番	大 村 崇 治 君	23 番	佐 鹿 博 敏 君
24 番	山 根 祐 二 君	25 番	田 中 健 次 君
26 番	馬 野 昭 彦 君	27 番	中 司 実 君
28 番	山 田 如 仙 君	29 番	深 田 慎 治 君
30 番	久 保 玄 爾 君		

欠席議員（1名）

2 番 伊 藤 央 君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は伊藤議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

15番、藤野議員、16番、三原議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより一般質問を行います。25番、田中健次議員。

〔25番 田中 健次君 登壇〕

25番（田中 健次君） 市民クラブの田中健次でございます。それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は、中学校給食についてであります。

来年度2学期からの中学校給食の開始のため、教育委員会におかれましてはその諸準備

に努力されているものと存じますが、実施までにさらに検討を深めなくてはならない課題もまだ多くあると存じます。

私は4月の教育民生委員会の行政視察の中で、高知県南国市、愛媛県今治市の学校給食における地産地消の取り組みを見てまいりました。また、この8月の行政視察では、兵庫県穴栗市で給食センターでの手づくりの取り組み、岐阜県土岐市で強化磁器食器の特質について得るところがあり、防府市の給食センターに生かせればと思い、質問をいたします。

具体的な質問の第1は、地産地消の推進体制についてであります。

今治市では、青果事業協同組合から今治産、近隣産、県内産で購入する仕組み、地域の生産者が野菜などを供給する体制、今治産小麦のパンや今治産大豆の豆腐の利用拡大など、さまざまな形で地産地消推進の体制が確立しておりました。防府市でも地産地消をできるだけ進めていく立場から、関係機関と協議が進められていると思います。防府市で地産地消の推進体制をどうつくっていくのか、お伺いいたします。

第2は、遺伝子組み換え食品についてであります。

遺伝子組み換え食物は、これまで人が口にしたことのないバイオテクノロジーで作り出された新しい食品です。家畜や人が食べての安全性は十分に調べられないまま、特定の生産国から輸入され、国際的に消費者の懸念が強いものであります。成長段階にある子どもたちに学校給食で食べさせることには懸念があります。遺伝子組み換え作物として輸入されているものは、トウモロコシ（アメリカ）、大豆（アメリカ）、菜種（カナダ）、綿実（オーストラリア）であると言われております。

多くの自治体が遺伝子組み換え食品を使わないよう、国産大豆の豆腐やしょうゆを使用したり、菜種油や綿実油のかわりに米ぬか油を使用するなどされていると聞きます。防府市でも学校給食に遺伝子組み換え食品を使用しないようにするべきと思いますが、御見解をお伺いいたします。

第3は、完全米飯給食についてであります。

戦後の学校給食はパン食で始まりましたが、アメリカの占領政策が反映していると言われております。毎日新聞の「はしとスプーン 食卓の歩み」という連載記事の第5回目は「給食と洋食化」と題され、次のように述べています。「パン給食開始は1950年。当初は寄贈の小麦粉でつくられたが、54年から米国の余剰小麦輸入が始まる。米国のねらいは小麦の消費市場拡大だった」と述べています。

また、和食が日本人にすぐれた民族食であるとの指摘も、多くの識者から言われております。ことしの2月に山口大学で、「日本の農業が健康を守る」をテーマに開催されたフォーラムで基調講演をされた神戸山手大学の島田彰夫教授は、中国新聞の2月22日付の

記事で、「日本は文明開化のときにドイツから栄養学が導入され、戦後は米国の食糧戦略を受け入れた。このため、高たんぱく、高脂肪の食品や乳製品の多量摂取が推進されて、日本の伝統食は敬遠され続けてきた。その結果、生活習慣病やがんが蔓延」と述べられ、御飯とみそ汁をふやした伝統食を勧められています。

来年完成する給食センターは、毎日3,500食分の御飯が炊飯できる能力を備えており、これを契機に中学校では完全米飯給食を実施すべきではないかと思えます。教育民生委員会で見てまいりました南国市や、あるいは先ごろ見てまいりました穴粟市では既に実施してありましたし、県内では旧菊川町が実施しております。米の消費拡大につながり、その面でもプラスになると思えます。

以上の質問趣意により、完全米飯給食に踏み切るべきであると考え、質問を準備いたしました。一昨日の一般質問で藤本議員の質問に対して、完全米飯給食を実施するとの力強い前向きな御答弁がありましたが、再度簡潔に述べていただければと思えます。

第4は、手づくりの給食についてであります。

私の視察した兵庫県穴粟市では、4,000食規模の給食センターで米飯給食を実施するに当たり、手づくりにこだわり、次のように考えが記されておりました。「冷凍食品に頼らず、食品添加物や化学調味料を避け、国産の旬の食品をできるだけ使うようにするとともに、献立はすべて素材から手づくりで、手間のかかるハンバーグ、コロッケ、ホイル蒸し、ミンチカツ等の日でもおかずは3品目を守っている。また、カレーはルーからの手づくりでしている」。ここでは手づくりとするため、移動式の調理器具として食品成型器とパン粉つけ器を配置しております。防府市の給食センターもこのような調理器具を導入して、給食の質を落とさないよう、冷凍食品に頼らず手づくりにこだわるべきではないかと思えますが、御見解をお伺いいたします。

第5は、給食食器についてであります。

給食センターで使用する食器については、今、小野小・中学校で使っているPEN食器が、富海小・中学校で使っている強化磁器食器のいずれかにするとの教育委員会の考えが、以前から示されております。

ところで、PEN食器はポリエチレンナフタレートを原料とするプラスチック食器の一種であり、日本消費者連盟の消費者レポート2002年6月7日号で、「メーカーの水を使った溶出試験(60、30分)では、溶出物があることが確認されています」とされ、食器の材質として食器から何かが溶出することは望ましいことではないとの記事が見られます。新聞報道によれば、徳島市は強化磁器性、PEN樹脂性、PET樹脂性などを検討していたが、安全性等の面から強化磁器を選択しています。

また、コストを考えると、P E N食器はプラスチックのため熱湯や熱風での消毒により劣化が進み、耐用年数は6年程度と言われるのに対し、強化磁器は1,000度以上で焼成するため熱湯や熱風にも強く、半永久的に使用可能です。強化磁器は強度が普通の陶磁器の3倍ありますが、年間に10ないし15%破損しますが、耐用年数6年のP E N食器よりもコスト的に有利となります。

また、強化磁器食器では釉面が傷だらけになっても、再度高温焼成をすることにより新品同様にすることができるリニューアル処理が可能と言われております。1つずつの単価も1社が独占状態のP E N食器よりも、強化磁器の方が競争により安価に購入できるように思われます。そこで、安全性とコストから強化磁器食器を使用すべきと思いますが、御見解をお伺いいたします。

2番目の大きな質問は、学校図書館についてであります。

子どもたちの読書の大切さが言われ、小・中学校の読書環境の整備、とりわけ学校図書館の充実が急務になっております。以下、学校図書館について3点について質問いたします。

第1は、学校図書館の蔵書についてであります。

学校図書館の蔵書は学校図書館の基本的要素であり、その充実が重要な課題です。文部省は1993年(平成5年)3月に学校図書館図書標準を設定し、1993年度(平成5年度)から5年間で学校図書の蔵書を1.5倍にする「学校図書館図書整備新5カ年計画」をスタートさせ、これにより5年間で500億円が交付税措置され、計画終了後の1998年(平成10年)から2001年(平成13年)までの4カ年は、単年度措置として毎年100億円が措置をされました。2002年(平成14年)文部科学省は新たな「学校図書館図書整備5カ年計画」を策定し、毎年130億円、5カ年の総額で650億円を措置しております。

ところが、文部科学省はことし6月に地方交付税として措置している学校図書館図書整備費について、各学校の図書館の蔵書をふやすための経費だとの趣旨を徹底する通知を、全国の都道府県教育委員会に出しました。マスコミ報道によれば、本来は自治体が予算措置すべき廃棄蔵書の補充分に充当され、図書の新規購入に充てられているのは一部にすぎないと判断したためと言われております。この整備計画は来年度で終了しますが、防府市の学校図書館は学校図書館図書標準を達成しているのか、達成していなければ今後どのような計画で達成されようとするのか、お伺いいたします。

第2は、学校図書館職員の配置についてであります。

学校図書館法が1997年(平成9年)に改正され、12学級以上の学校には2003年度(平成15年度)から司書教諭が配置されております。また、防府市では

2003年度（平成15年度）には緊急地域雇用創出特別基金により、司書教諭補助員が3名配置され、2004年度には7名に増員されましたが、今年度には廃止されてしまいました。

ところで、文部省が1959年（昭和34年）に制定した学校図書館基準では、学校図書館の設置及び育成は、基本的には国及び教育委員会の責任であると原則を述べ、学校図書館職員として司書教諭及び事務職員を置くとしています。司書教諭は児童・生徒数450人未満の学校では兼任をしており、450人以上の場合には専任を1人置くこととされており、兼任の場合は担当授業時間数は週10時間以下とするとしています。

また、事務職員は専門の知識、技術を取得し、児童・生徒数900人未満の学校では専任を1人、1,800人未満の場合は2人、それ以上の場合は3人置くこととしています。この基準に従えば、小・中学校合わせて専任の司書教諭を12人、専任の事務職員を全校に配置することとなります。防府市の学校図書館職員の配置は、この学校図書館基準に比べて全く不足しており、職員配置についてどう取り組むのかお伺いいたします。

第3は、図書館ネットワークシステムについてであります。

2003年（平成15年）に策定された防府市地域情報化アクションプランでは、図書館ネットワークシステムの調査・検討が掲げられ、これにより小・中学校の学校図書館のデータベース化、防府図書館とのネットワーク化ができることとされています。このようなシステムができれば、他の学校や防府図書館の図書を簡単に利用でき、またコンピュータによる図書管理検索も可能となり、読書活動や学習活動の充実につながります。

そこで、具体的な質問に移りますが、地域情報化アクションプランの図書館ネットワークシステムの早期実現についてどう考えられているのかお伺いいたします。また、現在小・中学校の学校図書館で毎年購入している図書については、将来のシステム化に備えてバーコードをつけるなど、図書の装備を購入時にするのが効率的と思いますが、いかがお考えでしょうか。

大きな3番目の質問は、文化福社会館の天体望遠鏡についてであります。

文化福社会館の屋上の天体観測ドーム内に、口径32センチの大型反射望遠鏡が設置され、四、五年前まで春・夏・秋・冬の4回に、各3日程度の市民天体観測会を開催していました。また、8年前にハールホップ彗星が出現したときの観測会では、市民が昇降階段いっぱいにあふれ、下の駐車場にまで行列をつくるほどの盛況でした。しかし、現在は観測用ドームと昇降階段の傷みから、市民への公開ができない状況となっております。この望遠鏡は山口県下でも3番目の口径を有する立派なものであります。このままの状態では放置し、活用しなければ、さらに傷みはひどく、取り返しのつかないものとなり、早期の修

繕・修理が必要となります。

ところで、1995年（平成7年）当時、青少年科学館の展示内容について検討の際に、現在の太陽望遠鏡設置の提案とあわせて文化福社会館の天体望遠鏡移設についても提案がありましたが、文化福社会館の天体望遠鏡移設については実現せず、そのままになっておりました。文化福社会館の建物自体も昇降階段が傷んでいたり、コンクリートの落下により一部鉄筋がむき出しになっていることが示しているように、老朽化が進んでいます。

この際、青少年科学館ソラールの敷地内へ移設して活用する方が、当面の費用がかかっても長期的な視野に立てばかえって安上がりになるのではないかと思います。また、ソラールに移設すれば新たな人の配置が必要になりますが、青少年科学館の機能充実になり、このまま生涯学習課が管理するよりも有効活用できるように思われます。

来年は市制70周年、国民文化祭の年にもなります。厳しい財政の中でも、市民や子どもたちに夢を与える施策の展開が必要です。市制70周年記念事業の一つとして取り組まれたらいかがでしょうか。ぜひとも前向きな御回答をお願いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 25番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、地産地消の推進体制についての御質問にお答えいたします。

一昨日の藤本議員の御質問でもお答えいたしました。防府市中学校給食食材研究会から、毎日3,500食分のための食材を安定的に購入できる仕組みづくり、公設市場を活用する食材の供給体制の確保、旬の野菜を使った献立の作成などの御意見をいただいております。また、栽培農家やグループから直接購入することは、作柄が天候に左右され、安定しないので、供給体制に不安があるとの指摘もございました。したがって、教育委員会ではこれらの課題について検討を重ね、限られた給食費も考慮しながら、可能な限り地元食材を使用してまいりたいと考えております。

2点目の遺伝子組み換え食物についてお答えいたします。

安全で安心できる食品を使って、栄養のバランスがとれた食事をすることは、健康で心豊かに生活していくための基盤とも言えます。御指摘の遺伝子組み換え食物につきましては、農林事務所、環境保健所など関係機関と連携を図りながら、安全な食材の確保に努めてまいりたいと考えております。

3点目の完全米飯給食につきましては、一昨日もお答えいたしましたように、現在小学校では市内産の米を使用して、米飯給食を週2回程度実施しております。来年度から実施

を予定しております中学校給食につきましては、米の地産地消や消費拡大が図れるなど、地域農業に貢献できることなどから、市内産の米で完全米飯給食を実施する方向で検討したいと考えております。

4点目の給食の質を落とさないため、冷凍食品に頼らず手づくりこだわるべきではないかとの御質問でございますが、調理に当たりましては煮物、焼き物、あえ物など、副食につきましてはできる限り生鮮食品を生かすことを基本として、おいしい給食を提供したいと考えております。ただし、材料からでき上がるまで調理工程が多く、調理に時間を要するロールキャベツやギョウザなどの特定の献立については、冷凍食品を使うことになると考えております。

最後に、高強度強化磁器食器の使用についてお答えします。

現在、小野小・中学校ではPEN食器を、富海小・中学校では強化磁器を使用しております。その他の小学校ではアルマイト製食器を使用しております。中学校で使用する食器の選定に当たりましては、小野小・中学校及び富海小・中学校での使用状況や、配膳室から給食への配送、返却にかかる生徒への負担、調理場での洗浄作業の効率性、あるいは食器の安全性、耐久性、汚れ落ち、重さ、価格などを総合的に評価し、選定したいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長、教育次長より答弁いたします。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） それでは、順を追って再質問いたしますけれども、あるいは要望を申し上げますが、その前に、完全米飯給食を来年度から前向きに検討するという市の決定を評価し、また感謝するものであります。

最初に、地産地消について少し、質問というよりも、認識を新たにさせていただくという意味もあって、二、三述べさせていただきたいと思っております。

1つは、今治市に行って私も認識を新たにしたわけですが、地産地消の定義というものについてどういうふうに考えたらいいかということですが、私たちは地元で生産した生産物を地元で消費すると、そういう範疇でとらえているわけですが、今治市ではさらに安全で新鮮な生産物であると。そういう意味で有機農産物、減農薬のものをやはり地産地消というふうに考えていると。そして、おいしくて栄養があればなおよいと、こういうことを地産地消の定義として考えて、言われています。

そういう意味で、単に生産・消費だけでなく、昔から言われる、これは藤本議員も言われた「身土不二」ですね。体とそれから土地は分かちがたいものだという、そういう考え方。あるいはイタリアのスローフード運動、そういうものにも通ずるものだというよう

なことを言われておりました。

こういう考え方は、私もちょっとインターネットで地産地消のところを見ると、例えば兵庫県の地産地消のホームページには同じようなことが書いてあります。あわせてアメリカのCSA運動などというのものもあるようですけれども、そういうものを一つまとめて言っているということで。ただ単に地元産を消費するというだけではないということが、一つあるわけです。

地産地消の意義として、今治市では7つの面から見られていました。農政面は地域農業の振興、遊休農地の解消、それから生産者にとっては販売促進、所得の向上、やりがい、消費者にとっては顔の見える農産物、安心、健康ということです。それから環境面、今、市は環境基本計画つくっていますが、環境面からは環境負荷の軽減、CO₂、NO_xの削減になる。それから鮮度、新鮮、輸送距離の短縮。それから経済面、これは産業振興部なんかも考えていたわけですが、経済の地域循環、ローカルマーケットをつくるということ。それから食育面、食育力のある食材、献立であるということ。こんな7つのことを意義として強調されております。

そしてまた、なぜ学校給食で地産地消に取り組むのかということもあります。学校給食からやっぱり一般家庭へこれを広げていくんだという、そういう戦略が今治市の中には戦略として確立をされているということ、まず学校給食の知識、経験、ノウハウを基本に置いて、それを次に保育園、幼稚園、病院、企業の社員食堂、あるいは老健施設などに広げていく。次の段階は仕出し屋さん、弁当屋さん、飲食店、ホテル、小売店、製造加工業にそれを広げていく。そして、一般家庭における地産地消のそういった食生活を目指していくということでもあります。

そして、地産地消と地域農業の振興というようなことが有機的に結びついていくということ。あるいは、その中で健康な食生活をつくれれば、当然医療費が下がってくるだとか、そういうことに関係すればこれは教育委員会だけじゃなくて産業振興部も関係がありますし、市民生活部も関係がありますし、ひいては財務部にも関係があるという、そういう形でぜひお考えいただきたいというふうに思います。

そういう形で、今、市の方は食材研究会というような形でつくられておりますので、ぜひ体制を強めていって、これは小学校の給食の方にも拡大をしていただきたいということを要望しておきます。

それから、遺伝子組み換え食品ですが、ほかの自治体あるいは食品業界は、割と敏感な対応をしているわけですね。少し古い記事になりますけれども、2001年3月9日付の中国新聞によると、広島市の教育委員会は義務表示のものは遺伝子組み換え食材を使わない。

それから、しょうゆやコーン油なども非組み換え品を選ぶというふうに決めただとか、仙台市もそういうような表示義務の24品は、非組み換え品を使用すると。これが同じ2001年ぐらいの河北新報というローカル新聞の記事です。

それから、長野県の上田市の教育委員会も同じような形で、穀物や野菜など167品目に納入基準を明文化、安全性を重視したとして、豆腐類の大豆は国産、肉類加工品は保存料、合成着色料、化学調味料を使わないなどということもあわせて明記したというふうにしております。

それから、業界の対応ですけれども、日経産業新聞の2002年5月23日付によると、米油の最大手のメーカーは、学校給食向けの米油を前期比50%増産するというようなことが出ているだとか、あるいは、食品新聞の2000年6月ごろのものを見ると、やはりあるそういう家庭用の食品の油をつくるメーカーが、ヒマワリの油、ヒマワリ油ですね、学校給食用に発売するだとか、また別のメーカーが学校給食用米油を発売するというような動きがあるというふうなことが出ております。

そういうことで、我が市では例えば大豆について、豆腐だとかしょうゆだとか、どういうものになっているのか。最近、県内産とか、そういうことが言われておりますけれども。あるいは、油については例えば米ぬか油にするだとか、そういうのがありますが。あるいはトウモロコシ、そういうものはどういふふうにするのか。そういう点についてどうなのか、ちょっと具体的にお聞きをしたいと思います。

それから、手づくりの給食ということについて、6月議会でセンターの関係のいろんな給食の機材の購入の議案の審議のときに申しましたが、山梨県の南アルプス市は4,000食規模で、そういうふうに対応できるように万能食品成型器、パン粉つけ器、あるいは卵割り器、卵を割るのは防府市はみんな手で割りたいと。それだけの人手がかけられればその方がいいわけですけれども、しかし、なかなか人的なものは今の時代難しいわけで、最初からそういうような設備をきちっとする方がむしろいいのではないかと思います。それで、8月に私たちが見てまいりました穴栗市では、やっぱり食品成型器とかパン粉つけ器があったわけでありまして。

つい最近見てまいりました小郡町の給食センターには、やっぱり卵割り器がありました。こういう可動式な設備でありますから、これは来年度の予算で買うというものになりますので、そういうことで人を多くするのか、手づくりが基本だけれども補助的な機械を導入するのか、ここはやはり、ちょっと効率を考えていく必要があると思うんですね。この辺についてどうなのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。ロールキャベツ、ギョウザはここはできないということですが、じゃハンバーグとかコロケは手づくりです

のかどうか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

それから給食食器について、安全性ということについてどう考えておられるのか、食器のですね。プラスチックの食器は、やはり安全性でいけば問題があるんじゃないかというふうに思いますが、この辺、市の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、価格面でもP E N食器は高くなるんじゃないか。それは耐用年数が6年ということですから、これ毎年更新するとすれば17%ぐらいずつかえていくということで、大体6年でかわるわけですね。それで、磁器食器はそんなに割れないわけですね、17%も。少しよその市のデータも調べましたけれども。そういう意味で、価格面でも有利ではないかと、磁器食器が有利ではないかと思いますが、安全性と価格面についてどうなっているのか。それで、あわせて富海の小・中学校と小野の小・中学校で磁器食器、P E N食器、納入されていますが、3つあわせて大体どれぐらいの値段になったのか、ちょっと聞きたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 中学校給食につきまして、まず遺伝子組み換え食物についてのお答えをいたします。

正直言いまして遺伝子食品関係、非常に情報にも乏しく、また知識にも乏しいといったようなところがございます。国の方におきましては、いわゆる食品衛生法ですか、そういったものに基づいて審査を行ったものだけを輸入は認めているというような状況のようでございます。一応我が市におきましては、それぞれ今の小学校の給食等につきましては、現場の方では県産あるいは国内産で、豆腐にしてもそういったような購入に心がけているというふうに聞いております。そういったような対応をしてもらっているということで、非常に心強く感じておるところでございます。

ただ、中学校給食という大量の食材ということになりますと、それぞれ個別でやるというわけにはいきませんので、そういうことを念頭に入れながら、食材の購入に努めたいというふうに思っております。

それから、手づくりについてでございます。新年度それぞれの機械の購入というものも出てまいりますけれども、それぞれ手づくりとは何かという、いろんな定義もあろうかと思うんですが。こちらの方で、手づくりらしきものは何だろうかということで、ちょっと私も聞いてみますと、二、三点挙げてみますと、こちらで、トリの空揚げ、野菜の天ぷら、筑前煮、その他6種類、7種類というものが、こちらでいう手づくりではないだろうかというふうに答えております。中にはあえ物とか、そういったものも、これは手づくりでないといけないものでございますが、そういったものでやっておるんだと思います。

一応でき得る限りそういったものに心がけたいと思いますが、いわゆる先ほども言いました人手の問題、それから調理に要する時間という問題、そういう点も考えますと、どうしてもある程度は冷凍食品を使って効率的に作業せざるを得ない。それとともに、そのあいた時間でもって献立の中身を豊富にしていくというようなことも考えて、ある程度は冷凍食品も使わざるを得ないというふうに思っております。先ほどハンバーグはどうかというふうに言われましたが、これの方もある程度できたものを油で揚げるなり、そういったような形になるのではないかとこのように思っております。

それから、P E N食器と磁器食器の話でございますけれども、それぞれP E N食器、磁器食器、各メーカーさんがいろいろなパンフレットをお持ちになり、安全性それから価格について、こちらの方に寄せていただいております。それぞれ確かにプラスチック等、あるいは磁器等についてそれぞれのメーカーさんの主張というものがあろうかと思っておりますけれども、やはりこの審査あるいは安全面については、第三者的な機関がこれについて安全なりを審査してもらうのが一番であるのかなというふうに思っておりますが、当面、私の方で手元に持っております第三者からの評価というものをちょっと読まさせていただきましたけれども、確かに溶出物といいますか、溶け出るものは磁器、P E Nとも、双方とも認められると。これは上薬の関係があるのかもしれませんけれども、それぞれ極めて少ない量であるというふうな、一つの記事の中に載っておったわけでございます。

そういったような面から、もう少しそういう安全性については情報も仕入れて、どちらがよいのかを決めていきたいというふうに思っております。

それから、価格面につきましては、たしかP E N食器が定価格程度ですが2,500円、それから磁器食器が2,400円弱であったかと思っております。これ3つともお盆とか大皿、小皿含めましての価格ですが、その価格だったと思っておりますので、わずかに磁器食器の方が安いということにはなっております。このあたりは富海小・中、それから小野小・中での量、わずかな量と言っては御無礼ですが、そういった量の中でのことでございますので、今回は3,500食分ということは、3,500食掛ける3種類、原則3種類ですから約1万、食器関係のものを購入するということになるかと思っておりますが、その入札等もいろいろと反映されてくることも考えていかなければならないのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 遺伝子組み換え食品のことは、そうやって豆腐などは県内産、国内産という形でされているということですから、ただこれは現場の栄養士さんあるいは

調理員さん 栄養士さんでしょうね、がそういう形で努力をされているということで、市としてやっぱりこれは明確な方針を出すべきじゃないかと思います。

それから、私が個人的に知っている栄養士さんにちょっと聞いたところ、油は米ぬか油を使っているというようなことも聞きました。そういうことで少し安心もしたわけですが、それをやはり全市的に広げていただきたいという感じがいたします。もう少し市として明確な方針を出すべきではないかと思いますが、その辺について。

それから、手づくり給食ということについては、だから冷凍食品を使わざるを得ないとか、そうなるから今の時点で、センターをつくる時点で万能食品成型器、パン粉つけ器、卵割り器、そういうものを購入すべきだと言っているわけです。ギョウザなんかは1人に1個というわけじゃなくて、当然複数いくわけですから、そこまで手づくりというのは大変かもしれませんが、今、市内の小学校での自校方式の給食では、やはりカレーはルーからつくる。それからハンバーグは、煮込むものでなければ冷凍食品は使わないというのが今の自校方式の給食ですから、センター方式にするとそういう形で質が落ちるということになりかねませんので、万能食品成型器、パン粉つけ器、そういったものはぜひ導入をしていただきたい。そういうふうな形で導入しているセンターは全国に幾つもあるわけですから、ぜひこの辺、今後財政当局とも相談して、ぜひ検討していただきたいと。

それから給食食器ですが、プラスチックの食器というのは非常に問題があるというふうに思っていることは基本的にあるわけですが、そのほかにPEN食器は例えば亀の子たわしで傷がつくということを、メーカーも認めているわけですね。それから、紫外線とか熱に弱い。これはPEN食器を独占的につくっている三信化工という会社のホームページから引っ張り出したんですけれども。ポリエチレンナフタレートを使ったものですが、直射日光、紫外線、殺菌等に対してどうなるか。これはバツだと。直射日光に当てちゃいけないわけですね。薄く黄変するというふうに書いてあります、メーカーの出しているそういう品質表示のあれに。薄く黄変するということは、要するに化学変化がそこで起こることですよ。

それで、プラスチック類は例えば日光が当たるようなところにずっとさらしていると、だんだんぼろぼろになってきます。そういう形で劣化をするわけですね。特に給食食器というのは非常に厳しい使用条件だというふうに言われております。これは読売新聞の1998年8月4日の分ですが、これは防府市が一時使っていてやめたPC食器、ポリカーボネート製食器の問題で、自治体の対応が割れるという、そういう記事ですが、その最後にこういうくだりがあります。「学校給食用食器の約8割を生産する食器メーカー三信化工では、ことし5月のPC製食器の売り上げが前年同月比の約半分にまで落ち込んだ」

と、そういう状況の中での発言ですが、同社の青木勝一相談役はこういうふうに言っています。「給食の食器は、食べて、回収して、湯につけて洗い、保管庫で熱風によって乾燥させるという過酷な使われ方をする」と。プラスチックとしてそういう過酷な使われ方をするわけですね。家庭用品、その辺に置いていても随分劣化するものがありますが、そういう形で過酷な使われ方をすると。「PCは経済性も含めてプラスチック樹脂の中では最高のもの。これがだめとなると、代わりの食器は考えられず、もう絶望的」と話すと。こういうふうには業界の方取材していつているわけですが。

それから2年半して、今の新しい食器、PEN食器が出てきたわけですが、PEN食器という形で食器として日本で初めてこの三信化工が使うわけですね。三信化工のホームページにはこう書いてあります。「世界で初めてポリエチレンナフタレート樹脂を採用した」と。そういうものが果たして学校の給食現場で使っているものかどうか。全国で今これが随分出ているんですけども、非常に私は疑問だと思います。こういうことに割と厳しいヨーロッパでは使っておりません。アメリカでも使っておりません。日本のこの三信化工が帝人樹脂というところのものとして使っていると。ヨーロッパでは何で使っているか。唯一使っているのが清涼飲料水のリターナブルボトル、繰り返して使用するボトルですね。だから、これは熱風乾燥を何回も、給食食器のように毎日熱風乾燥するというような厳しい条件で使うわけではないんです。

陶磁器については、そういう意味では半永久的に使える。千利休の時代のお茶碗で、まだ湯飲みでお茶を飲むことができるわけですね、ひびが入ったりそういう劣化は起こらないわけですから。なぜかという、陶磁器は酸化物で安定なわけですね。プラスチックは空気中の酸素だとか光によって、化学反応で劣化をしていくわけです。そういうものを学校の教育の場面で使う。言ってみれば、まがいものを生徒に出すということなわけです。そういうことが果たして食育としてどうなのかということをおもいます。

そういうことは、メーカーの三信化工さんも強化磁器の食器を出してはいるんですけども、「古くから日本人に最も親しまれてきた磁器食器にアルミナを配合し、破損率を低下させたのが強化磁器です」と。それから、あとちょっと中間抜かしますが、「子どもたちの食文化への教育指導面からの採用もふえています」というふうに、このメーカーでさえ言っているわけですから、この辺もぜひ慎重に考えていただきたいとおもいます。

それで、唯一の欠点は重いということですが、食器は重いのは当たり前の話で、私たちは毎日その重い食器で食事をしているわけですね。それを例えば配膳室から教室に運ぶのに、重たればかごを2つに分ければいいし、やっぱり重いということで大事に扱うということをおもいます。子どもたちに教えるべきいいわけです。

それからもう一つ、次に、時間がないので価格面にいきますが、私調べましたところ、さっき2,000幾らと言っていましたけど、1,000円前後で大体入札をかければ、強化磁器については入ります。PEN食器はちょっと十分調べ切れませんでしたけれども、PEN食器は1社独占ですけれども、強化磁器は大きなところが6社あるわけですね。大手が6社あるというふうに聞きます。そういう形で競争性も高いわけですから、ぜひこの辺をお願いしたいと思います。

ちょっと時間がなくなりましたから、もう答弁は結構です。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。次の質問に移ってください。

議長（久保 玄爾君） それでは2番の学校図書館について、教育長、お願いします。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 学校図書館についての御質問ですが、まず、学校図書館図書基準を達成しているのかという御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成5年3月に定められました学校図書館図書標準により、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数は、学級数に応じて示されております。

この標準蔵書冊数に対する市内各小・中学校の蔵書冊数を比較した充足率を見ますと、学校によりかなり差がありますが、小学校平均で約77%、中学校で約65%となっております。図書費の充実につきましては、市内小・中学校から例年増額の要望があり、地方交付税措置の算定基準に加え、さらに学校割、児童・生徒数割などを加算した予算措置をしております。

学校図書館は、児童・生徒の主体的な学習活動を支えるとともに、読書活動を通じた子ども人間形成や情操をはぐくむ場としてその役割は重要でございますので、今後とも各学校の図書の充実にも努めるとともに、児童・生徒がさらに読書の習慣を身につけるよう指導してまいりたいと思います。

次に、学校図書館職員の配置の取り組みについてお答えいたします。

御案内のとおり学校図書館基準には、学校図書館に司書教諭及び事務職員を置くことあり、その配置等についての基準が旧文部省より示されております。司書教諭については、学校図書館法及び学校図書館基準の規定を受け、12学級以上の小学校12校、中学校5校すべてに配置しております。また、11学級以下の学校においては、学校図書館法で「当分の間司書教諭を置かないことができる」ということから、学校図書館担当者を教職員組織の中に位置づけております。その中で、司書教諭の資格を有する教員は小学校2校、中学校5校にそれぞれ1名ずつおります。したがって、本市では小・中学校28校中

24校で、司書教諭資格者が学校図書館の運営に携わっていることとなります。

しかしながら、司書教諭は専任ではなく、一般教諭が兼任で、週担当授業時数の3時間程度の軽減措置が図られているのみにとどまっているのが現状でございます。山口県教育委員会は、学校図書館専任の事務職員を配置しておりません。こうした中、本市では平成15年度、16年度に国の緊急雇用補助事業を活用して、学校図書館司書教諭補助員派遣事業を実施してまいりました。しかし、緊急雇用補助事業の終了に伴い事業を打ち切らざるを得ない状況になりましたことは、議員御承知のとおりでございます。

教育委員会といたしましては、学校図書館機能の充実に向けて、今後も引き続き山口県教育委員会に働きかけてまいりたいと考えております。

最後に、図書館ネットワークシステムについての御質問にお答えいたします。

図書館ネットワークシステムの構築は、防府図書館において長年温めてまいりました構想でございます。平成15年3月の防府市地域情報化アクションプランに位置づけられておりますが、いまだ実現に至っておりません。防府図書館を核として、市内の公民館の地域文庫や小・中学校の図書室をコンピュータのネットワークシステムで結ぶことにより、どこの公民館、どこの小・中学校からでも防府図書館所蔵資料及び各小・中学校図書室所蔵資料の検索、予約、貸出、返却などの業務が可能となるものでございます。これにより、資料の有効活用、学校図書館の整備・充実及び子どもの読書推進等に多大の効果をもたらすことが期待されます。

図書館ネットワークシステムの構築に伴い、学校図書館コンピュータシステムの導入も徐々に行うこととなります。その準備段階の作業として、現在各小・中学校でそれぞれ異なったやり方で行われています図書の購入、整理作業をバーコード装備を含めて各学校共通の体系的な統一仕様に変えていくことを検討したいと考えております。

図書館ネットワークシステムにかかわるこれらの諸作業につきましては、防府図書館を中心に教育委員会関係課及び学校現場と連携をとりながら、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。残余の御質問には教育次長がお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 簡略に要望だけ述べます。

1つは図書室の蔵書、先ほどパーセントが示されましたけれども、低いわけですね。それから図書館職員の配置、県への要望とか言われましたけれども、この辺も問題があるわけです。ぜひ総合的な、学校図書館をいかに防府市として整備していくのかというような計画を、財政当局ともひっくるめまして立てていただきたいというふうなことを要望として申し上げます。その際にぜひ考えていただきたいのは、基準財政需要額の単位費用、

小学校・中学校費の問題です。

これは何が言いたいかということですが、小学校・中学校標準規模校には、これは学校図書館というふうには限定していませんが、標準規模校で事務職員1人が配置されるということが、単費用で積算であるわけです。小学校が18学級が標準規模、中学校が15学級になっていますが、それぞれ事務職員1人で541万円が計上されているわけです。これはもう既に本庁の方に引き揚げまして、私が議員になったころはまだ小学校などに市の事務職員がおりましたけども、今はありません。行政改革で必要がないところは引き揚げるということもあるかもしれませんが、小学校にはこういう形で今でも交付税措置されているわけです、事務職員が。それをまた、こういうような需要に応じて小学校に、自前の職員というわけにはいかないかもしれませんが、戻すということも考え方の一つじゃないかということで、この辺もあわせて考えていただきたいと思います。

その他、前向きに検討されていると思いますので、次の質問についての答弁をお願いします。

議長（久保 玄爾君） それでは、次の文化福社会館の天体望遠鏡について、教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それでは、文化福社会館の天体望遠鏡についてお答えをいたします。

御承知のとおり文化福社会館の天体観測室は、昭和47年に寄附を受けて以来、平成12年まで広く市民の皆様在天体の観測や学習に御利用いただき、親しまれてまいりましたが、その後、昇降階段の老朽化による危険防止という理由により利用が中断され、現在に至っております。

現在の天体望遠鏡は、昭和62年に御寄附いただいた第2号機でございます。「青少年科学館の敷地内へ移設して活用すべきでは」との御意見でございますが、活用につきましては今後費用対効果を含め、調査研究を十分にさせていただき、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を承りたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 簡単に要望だけ述べますが、今ある勤労青少年ホームの上と、文化福社会館の上と、その天体望遠鏡32センチというのは、県内で3番目の口径を有するものです。それで像の見え方とすれば、これはそういうことを何回も観察している人に伺いますと、県立の博物館よりもシャープな像が見えると。それだけ県立博物館のものは屈折式で、ここは反射式で違うんですが、口径が大きいわけですから、そういう望遠鏡で、今、あの仕様で注文すれば1,000万円はかかるだろうというものですから、ぜひそれを眠らせないようにしていただきたいと思います。

私はソラールへの移転ということをお願いしましたが、それが難しければ現状の位置での修理して使うということも一つの方法ではありますが、しかし、いずれにしても文化福社会館の建物が築後33年というのを、きのうだったか、おとといの執行部の方の答弁でお聞きしましたけれども、いつまでもあそこに置いておけるのかという課題もあると思いますので、この際こういうときにお金をかけるのであれば、ちょっと余分にお金をかけなくちゃいけないけれども、そのこともひっくるめて、今後前向きに検討いただくように要望して、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で25番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は24番、山根議員。

〔24番 山根 祐二君 登壇〕

24番（山根 祐二君） 公明党、山根祐二でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目、地震防災対策についてお伺いいたします。

先月8月に、宮城県沖を震源とする強い地震が起きました。この地震で仙台市泉区の健康増進施設スポパーク松森のプールの天井が崩落し、多数の負傷者が出ました。この施設は本年7月1日にオープンしたばかりの最新施設であり、仙台市民は大変なショックを受けていると伺いました。同市公明党市議団は市に対して、耐震対策に万全を期すよう求める緊急の申し入れを行いました。安全・安心のまちづくりへ向け、全力を挙げるべきと考えます。

防府市におきましても小野小学校校舎、桑山中学校屋内運動場が完成しており、次に佐波小学校屋内運動場建設も計画されております。これらの施設を含め、災害時の避難場所に指定される市内公共建築物は、この機会に再度点検する必要があるのではないのでしょうか。阪神・淡路大震災においては多数の建築物に被害が出ましたが、その8割の建物が、昭和56年以前に建築された現在の耐震基準を満たさない古い建物であったと言われております。このため建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成7年に施行され、耐震診断、耐震改修が促進されてきたところであります。

また、内閣府の資料によれば、阪神・淡路大震災では死者の8割強が建物倒壊による圧死でした。つまり地震対策の重要なポイントの一つは、住宅などの建物の耐震化です。地方公共団体が耐震診断や耐震改修等を推進する際に活用できる国の制度として、国土交通省は平成17年度から住宅建築物耐震改修等事業及び地域住宅交付金をスタートさせております。防府市でもこれら耐震診断及び耐震改修について、市民に対する行政としての行

動を起こしていくべきと考えます。

そこで、本市における災害時の対策本部及び避難所となる学校をはじめ多くの公共施設の耐震化対策について、どのように進められているのか御所見をお伺いいたします。

2点目にアスベスト対策についてお尋ねいたします。

本年6月、大手電機メーカーでアスベスト被害と見られる死者が多数に上っていたことが発覚して以来、全国にアスベストに対する不安が急速に広がっています。昨日、先輩議員から、アスベストに関する一般質問が行われ、総務部長からもアスベスト鉱物に関する詳しい説明がありました。若干重複いたしますが、御了承ください。

アスベストとは天然に存在する繊維状けい酸塩鉱物で、「セキメン」とか「イシワタ」とも呼ばれています。そして、その繊維が極めて細いため、飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。その結果、悪性中皮腫の原因となるとされ、肺がんを起こす可能性があることが知られています。

主に建築工事で保温、断熱の目的で使われたアスベストは、1975年に原則禁止されましたが、その後スレート材、断熱材、保温材などで使用されました。学校施設においてはこれまで吸音などを目的に、天井などに吹きつけアスベストが使われてきました。今回、国は改めて全国実態調査を実施することを決め、7月29日にスタートさせております。

アスベストが存在していること自体は問題ないそうですが、アスベスト繊維が空気中に浮遊していると危険なため、露出して吹きつけアスベストが使用されている場合、劣化によって繊維が飛散するおそれがあります。市内でも店舗、事務所、駐車場、倉庫などに吹きつけアスベストが使用されております。劣化による飛散や建物解体による飛散は危惧するところであります。当然市民の不安は今後高まってくると思われれます。

アスベスト問題への対応として、政府では関係閣僚による会合が行われ、参考資料の中に次のようにあり、今後の被害を拡大しないための対応として建築物の解体時等の飛散予防の徹底を挙げております。現場における措置としては、建築物解体作業時におけるアスベスト暴露防止措置、大気環境への飛散防止措置を徹底する等のほか、多くの項目があります。また、学校等におけるアスベスト暴露防止対策としては、学校施設等に吹きつけられたアスベストの適切な維持管理と飛散防止について、教職員、児童・生徒に周知徹底するなどがあります。

本市におきましても、7月、8月の2カ月間で保健所に68件、県土木事務所住宅課に6件の市民からの相談が寄せられております。その相談の内訳を御紹介しますと、1、アスベスト使用の有無について32件、2、検査に関するもの20件、健康に関するもの28件などがあります。市民に対する相談窓口が必要であり、公共建築物においては早急

な調査・対応が必要とされます。昨日の答弁で、相談窓口の設置及び公共建築物74件の調査を行う旨ありましたので、答弁どおりの早急な対応をお願いいたします。

1点だけ質問いたします。昨日の答弁では、検査に2カ月ぐらいかかるとのことでしたが、現時点で緊急に飛散防止やアスベスト封じ込めなどの応急処置が必要な箇所はありますでしょうか、お答えください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 24番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは地震防災対策についての御質問にお答えいたします。

近年、各地で地震が多発しており、ことしも福岡県西方沖をはじめ、関東地方や東北地方等全国の広範囲で地震が発生し、甚大な被害をもたらしており、大変憂慮しているところです。

また、東海から四国沖の太平洋を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震、いわゆる東南海・南海地震が今後30年以内に発生する確率は50%から60%程度と言われており、その切迫性が指摘されております。

なお、防府市につきましてはこの震源地からは離れており、活断層もないことから、過去においても大きな地震被害の記録はございませんが、地震はいつどのように発生するのかわかりませんので、予断は許されないものと考えています。

このような中で、市といたしましても現行の耐震基準に変更される以前に建設された市有施設につきまして、耐震診断を平成15年度から平成18年度の予定で順次実施しているところですが、実施に当たりましては避難所に指定している施設や、市民の皆様が多く利用される施設を優先的に行っております。

御質問の最近建設した建築物の地震に対する安全性ということですが、小野小学校校舎や桑山中学校講堂等についても再点検をする必要があるのではないかとということですが、これらの建設に当たりましては、当然のことながら最新の耐震基準に基づいて構造計算をし、公共建築工事基準仕様書等に沿って定められた施工をしております。

また、防災時における避難経路も十分配慮した上で施工しておりますので、建築基準法による建築確認申請時にも構造計算書のチェック及び消防法のチェックを受けており、耐震及び防災については問題ないと考えておりますので、再点検の必要はないと考えております。

なお、今後の市施設の耐震化対策につきましては、耐震診断の結果に基づき耐震改修等の耐震化計画を策定し、国の補助制度等を有効に活用しながら実施してまいりたいと考え

ております。

次に、民間建築物等の耐震診断補助制度につきましては、昨年12月議会において御質問をいただいております。県内で採用している市はなく、市民のニーズも低いとお答えしているところでございます。その後、周防大島町が平成17年度から木造住宅耐震診断事業を創設したと聞いておりますが、これは同町が東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されていることが大きな要素であり、現時点では周防大島町以外の県内他市町において採用の動きはございません。

本市は地域性からして、大きな地震災害発生の可能性は低いと考えられますが、県では平成17年度から住宅耐震化普及事業として県民の耐震防災意識の啓発等に取り組みられていますので、本市においても住民のニーズをはかりながら、耐震診断補助制度について研究してみたいと思っております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山根 祐二君） 最近の建築物については、その基準を満足しているということで、大変安心して使用できるのではないかというふうに感じております。

壇上で述べましたが、阪神・淡路大震災では建物倒壊により8割強が圧死、すなわち建物の耐震化を推進することにより、犠牲者を大幅に減らすことが可能ということは申しました。また、神戸市中央区における木造住宅の悉皆調査によると、昭和56年以前に旧耐震基準により建築された住宅の64%が大きな被害を受けており、昭和56年以前の住宅の耐震化が非常に重要と言えます。

当市でも市民が耐震診断の必要を感じたときに、どこに相談すればいいのかということがはっきりわからないというのが実情ではないかと思っております。この地震のことだけに特化する必要もないかと思っておりますけれども、しかるべく相談窓口というのを設けて市民に告知していただきたいと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 今の木造住宅等に対する相談窓口という件でございますが、今、県の建築指導課の方で、建築物耐震改修等事業制度という形で設けておられます。そういう県の方からの通達が市の建築指導課の方にも来ておりますので、そのあたりの御相談については、市の建築指導課で御相談に乗るといった形にしたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山根 祐二君） 相談については了解いたしました。

防府市は国土交通省が定める地震防災対策強化地域ではありませんが、自然災害は時として我々の予想を超える被害をもたらすということは、先日のアメリカでのハリケーン被害、また台風14号を見ても明らかであります。市内公共建築物の中で、耐震改修が必要なものは市当局では既に把握されているものもあり、また今から順次検査をしていくということでありまして、優先順位の高いものから速やかに耐震改修を実行されるというお話が、御答弁がありましたので、そのとおりに実行していただきたいということを要望いたしまして、この項の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、アスベスト対策について。総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 1点だけ、アスベスト対策の質問の中で、昨日お答えした部分を除いて1点だけということでございます。

吹きつけ箇所で飛散している場所があるのか、あるいは飛散防止対策はきちんとやっているのかということでございますが、昨日74カ所と申し上げましたが、41施設の74カ所でございます。その結果でございますが、吹きつけをした箇所で現在飛散しているところはありませんという報告でございます。しかしながら、含有しているおそれがあるという結果が出た場合については、その対策あるいはいわゆるおそれがあれば、飛散防止対策等々については早急に対策をとっていきたい、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山根 祐二君） 緊急性のある場所は、今のところないということですので、了解いたしました。

9月2日の毎日新聞の記事に、次のようにありました。見出しは「アスベスト 下関市民館を閉鎖 除去作業1カ月強 20イベント宙に」というものです。抜粋しますと、「山口県下関市は1日、市民会館の大ホールなどで比較的濃度の高い飛散性のあるアスベストの吹き付けが確認されたため、大ホールと中ホールの利用を当面停止すると発表した。市の説明によると、アスベストが見つかったのは12カ所の天井や壁で、業者の検査で吹き付けられた建材の中に白アスベストを4.8%含有することが分かった。除去作業には1カ月強かかる見通しだが、市は安心して使用できる状態にしたいと説明している。アスベスト使用施設の利用については、山口県が県立博物館に屋外展示されている蒸気機関車車内への立ち入りを禁止したケースがある」、以上が新聞の記事です。

防府市でも、現在のところそういう心配の施設はないということございましたけれども、使用の禁止とか立入禁止等の措置が必要となった場合には、当局の速やかな対応と情報公開をお願いするものであります。

先ほど保健所の相談ということで68件、70件余りあるということをお紹介しました

が、やはり市民からのそういう不安とか関心というのが寄せられているというのは事実でありますので、そういう状況は知っておくべきじゃないかなと思います。

若干紹介したいと思います。どのような相談が保健所に寄せられているかと言いますと、「近所の飲食店の鉄骨にアスベストが使われているのではないか」、あるいは「隣のスレートでできた倉庫を解体するというが、飛散が心配である。どうしたらよいか」、あるいは「小規模な解体にも届け出が必要か」、「家の天井にアスベストが使われていると思うが大丈夫か」。またあるいは、健康に対する不安としましては、「昔アスベストの工事に従事していた。定期検診も受けていないが大丈夫か」、あるいは「船員をしていて、昔アスベストの舞っている環境で仕事をしていた。悪性中皮腫の症状を教えてほしい」など、いろいろあります。

これらについては、検査する施設を教えたり、該当する病院を紹介したりしておるということです。市民の中に、こういう質問が寄せられるということは、実際に質問を寄せるところまではいかないけれども、不安に思っている方々というのはたくさんあるのではないかと思います。できれば市のホームページあるいは市広報などで、こういうQ & Aを紹介して情報公開していくというのが望ましいのではないかと感じております。そういうことを要望いたしまして、質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） ただいま要望の中にございましたいわゆる市広報、ホームページ等でございますが、実は国のQ & A等々も届いております。また、山口県のQ & Aもございます。それらをあわせまして、市は例えば生活環境課あるいは建築指導課、おのおの窓口の機関を書いたものといったものについて、市のホームページに国のQ & Aとか県のQ & Aといったものを早急に載せていきたい、そのように考えております。そういった相談窓口については万全を期していきたい、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 以上で24番、山根議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は11番、山本議員。

〔11番 山本 久江君 登壇〕

11番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして、一般質問を行います。

まず第1点は、介護保険制度についてお尋ねをいたします。

御承知のように去る6月22日、介護保険法が改定をされました。来月10月からは介護3施設、すなわち特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、これ

が介護3施設ですが、ここで居住費、いわゆるホテルコスト、食費が保険給付から外され、全額自己負担となります。ショートステイの居住費、食費、デイサービスやデイケアの食費も負担増となります。さらに予防介護導入による軽度者へのサービス給付制限、地域包括支援センター創設による自治体の保健機能の縮小など、国の財源を削減することを目的とした今回の改悪は、高齢者の生活保障どころか健康や命の保障をも厳しくしていると言わざるを得ません。介護保険制度発足からわずか5年、その理念であった介護の社会化は、作為的に失われようとしていると言っても過言ではないと思います。

施設の居住費、食費の全額自己負担化による負担増を例にとりますと、例えば全国ではその額、総額3,000億円、入所者1人当たり約40万円にもなるかつてない大負担増となります。現場からは次のような訴えが出されております。御紹介いたしますと、「従来型個室の利用者であれば、居住費だけでも月5万円という年金額を超えるような負担増が強いられます。それに耐えられなければ、施設から在宅へ戻らなければなりません。しかし、労働、雇用の環境が厳しくなる中で、家庭で介護できる人は年々少なくなっています。家族介護力の低下、独居、老老世帯がふえ、行き先のない高齢者が増加することが予想されます。また、通所サービスも食費を自己負担化し、利用を抑制することは、在宅の高齢者の食事の保障を乏しくするだけでなく、外出の機会や入浴の機会も減るなど、高齢者の健康にも影響が出ることが予測されます」。このように現場の方からはいろんな意見が出されております。

老齢、病気を持って生活障害を抱える高齢者とその家族にとって、深刻な問題を抱える制度になろうとしております。そうした中で、保険者である市の取り組みは極めて重要だと考えます。以下、3点にわたってお尋ねをいたします。

第1は、要支援1、2と判定された人は従来の介護サービスが受けられなくなり、新予防給付の対象とされますが、新予防給付の取り組みとその体制をどのようにしていくのかお尋ねをいたします。

2番目に、先ほども述べましたように、施設利用者は食費、居住費が保険適用外になりますけれども、低所得者への実効ある軽減措置はどのようにとっていかれるのか、お尋ねをいたします。

第3に、新たに設置されます地域包括センターの体制と今後の運営はどのようにしていかれるのか、御答弁をお願いをいたします。

今回の法改定で、介護現場ではさまざまな疑問や不安があります。誠意ある御回答がいただけますように、よろしくお尋ねを申し上げます。

次は、各種健康診査の充実について質問をいたします。

第1は、国民健康保険の人間ドックについて、その対象範囲の拡大と補助率の引き上げができないかお尋ねをいたします。病気の早期発見・早期治療、また日ごろの健康状態のチェックに欠かせない国民健康保険の人間ドックは、我が市の場合、その対象は30歳から70歳未満の国民健康保険料完納者となっております。そして、その内容は血液、心電図など13項目の基本検査、また眼底あるいは腹部超音波などの任意検査が行われ、自己負担額は費用の2割、基本検査のみの場合は6,000円かかります。

言うまでもなく人間ドックは、利用者の生活習慣病の予防など健康管理につながるだけでなく、国民健康保険の改定におきましても医療費の抑制になります。本人にとってももちろん医療費の抑制になるわけですが、このドックを利用できる対象の範囲を、国民健康保険の被保険者であればだれでも利用できるようにしていくこと。また、基本検査だけでも6,000円かかるというのですから、この高負担を改めて、もう少し気軽に市民が利用できるように補助率の引き上げをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。積極的な御回答をよろしくお願いをいたします。

2点目は大腸がん検診の自己負担軽減についてお尋ねをいたします。

大腸がんは近年ふえ続け、その原因として日本人の食事の欧米化の影響が最も大きいと考えられております。我が市も例外ではなく、その予防として食生活を中心とする日常生活の見直しと、大腸がん検診の受診が特に大切だと言われております。といいますのも、大腸がんは早期がんから進行がんへ進みますが、早期がんで発見されると100%近く完治し、進行がんでも検診で発見されたものは、病巣を切除できれば高い率で治癒するという特徴を持っております。それゆえに、各自治体でも老人保健法に基づくがん検診には力が入れられておりますけれども、山口県内を見てもその自己負担額はまちまちで、防府市は1,100円と、県内で2番目に高い状況となっております。集団検診では無料の自治体もある中、他市並みにもう少し負担軽減を行い、受診向上を図っていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。積極的な御回答をよろしくお願いを申し上げます。

質問の最後は、防犯灯設置等補助金についてお尋ねをいたします。

昨年10月に実施をされました第三次防府市総合計画後期基本計画の策定に関するアンケート調査では、多くの市民が犯罪を未然に防ぎ、青少年が健全に育つ環境をつくるという施策に、大変大きな関心を持っていることがわかりました。このための施策はさまざまな分野から検討されなければなりません。地域ぐるみの防犯対策として、防犯灯設置についても要望が大変多くなっております。安全で安心なまちづくりに防犯灯の整備は欠かせませんが、防犯灯の設置及び補修については、現在自治会に対し新設1基1万2,000円、取りかえ1基4,000円の補助金を交付。あるいは、電気料金は3カ月

分助成がされておりますが、こういう形で取り組まれております。

しかし、市政懇談会の席でも、また各地域においても、この補助の増額を求める声は大きいものがあります。3月議会におきましても質問が行われておりますが、改めてこうした自治会からの要望に対する執行部のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上、大きく3点にわたりまして質問をさせていただきました。壇上からの質問を終わりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（久保 玄爾君） 11番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、介護保険制度についての3点の御質問のうち、新予防給付とそれから地域包括支援センターについての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、新予防給付についての御質問でございますが、御承知のように介護保険法の一部改正により、介護保険制度の見直しで予防重視型システムへの転換が求められており、その中に新予防給付の創設がございます。創設の趣旨は、要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な軽度の方を対象とするものでございます。

また、その具体的なサービスの内容につきましては、既存の訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、訪問介護、ショートステイ、グループホームなどのサービスに、新たに筋力向上、栄養改善、口腔機能向上が導入されるものでございます。

地域包括支援センターにつきましては、厚生労働省が示した基本的指針に沿って、要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、一貫性、連続性のある介護予防マネジメントを実施し、住みなれた地域で最後まで暮らせるよう医療と介護の連携、支援困難事例への対応等、利用者一人ひとりについて多職種が連携し、介護給付サービスを含む地域のさまざまな資源を活用しながら、継続的にフォローアップしていく包括的、継続的なケアマネジメント体制の確立、その役割を担うものでございます。

実施体制でございますが、人員配置の必置条件であります3職種の人材確保が容易であること。介護サービスのばらつきの防止及び公正・中立性の確保、あるいは限りある財源などの諸条件を考慮し、当面は設置数は1カ所とし、業務委託による実施を検討しております。また、運営につきましては、地域のサービス事業者、関係団体等で構成された地域包括支援センター運営協議会を設け、円滑な運営を図ってまいりたいと存じます。

次に、施設利用者は食費、居住費が保険適用外になるが、低所得者の実効ある軽減措置はどうかとの御質問でございましたが、御質問の低所得者層への軽減措置につきましては、負担上限額の設定により軽減措置はとられております。10月1日から施行されますので、軽減措置による差額につきましては公費負担となり、今回の補正予算をお願いいたしてお

ります。

残余の御質問につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

今回、介護保険法の改定ということで、まず今回の改定で要介護区分の変更もされるわけですが、新予防給付の対象となる要支援1、2の方はどのくらいおられるのか。正式には来年4月以降に認定されるわけですがけれども、サービス料の見通しを検討する上でお尋ねをいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 御質問の新予防給付の対象となる要支援1、2の方はどのくらいということですが、今回の制度改正により、新しい要支援認定については介護認定審査会の審査、判定を経て市において行われますが、その際の具体的な審査方法、選定基準等が示されておきませんので、現時点におきましてはどの程度の利用者の方が新しい要支援者と認定されるかどうか、お答えするのが困難な状況でございます。

厚生労働省によりますと、現行の要介護1のうちおよそ2割から3割程度の方が認知症等の症状により、要支援認定に該当しないのではないかとされておりまして、参考までに7月末までの認定者数を申し上げますと、要支援の方が994人、要介護1の方が1,445人となっております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 確かに正確には今、実際出ないわけなんですけれども、国は今の要支援の人をすべて要支援1に、要介護1の人の7割から8割を要支援2にするというふうな見通しを立てています。それでいきますと、大体防府市でいけば今要支援の方、要介護1の方の数を言われましたけれども、そうしますと大体2,000人くらいの方がこの対象になってくるのではないかという見通しが立ちます。

それで、こうした軽度者への家事援助を今回原則廃止という形で方向性が出されましたけれども、この在宅サービスの取り上げの影響は、私は極めて大きいものがあるというふうに考えております。市としての今後の対応、この点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今の在宅サービスの取り上げということでございましたが、新予防給付の対象者と判定されますと、家事援助型の訪問介護が受けられなくなるというふうにおっしゃいましたんですが、新予防給付は軽度者の既存サービスのうち一部

の不適正なケースの適正化を目指すものでございます。したがって、家事援助が一律に廃止になるということはありません。今現在、独居の方や夫婦で要介護者の利用者の方が家事を行うことができないために、ホームヘルパーが行う家事援助が適切なケアマネジメントに基づいて提供されていれば、今までどおり御利用になれます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 国会での法改定の議論を見ましても、ホームヘルプサービスなどは状態の維持改善につながっていないというふうな答弁の中で、今回の原則廃止という考え方が打ち出されてきたわけですね。しかし、今、健康福祉部長さんの方より、それぞれのお一人おひとりの状態に応じて、一律に廃止をするわけではないという、こういう御答弁をいただきましたので、ぜひ要支援1、2の方の状況をしっかりと見ていただきまして、このサービスが続けられるようお願いをしたいというふうに思います。

3点目ですが、それではこの軽度者への新予防給付の内容について、市長が先ほど御答弁いただきました筋力トレーニングや口腔ケアですね、それ等が示されておりますけれども、市の具体的な取り組みの方向は今後どうなっていくのか、このあたりをお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 新予防給付の内容についての御質問でございますが、現在第3期介護保険事業計画策定のために、サービス事業者に対しましてアンケート調査、これ実施意向調査でございますが、を実施しております。また、新予防給付対象者に対する具体的な介護予防サービスの内容や人員配置基準等が示されておきませんので、市といたしましては情報を入手次第、サービス事業者への情報提供に努めているところでございます。厚生労働省から示された新予防給付の予防効果としては、現行の要支援及び要介護1に相当する人数の10%について、要介護2以上への移行を防止したいということでございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 果たしてこの筋力トレーニングが効果があるのかどうか、非常に国会においても疑問視されておりました。この審議の中をいろいろ調べさせていただきましたけれども、昨年度、全国69の市町村で介護予防のモデル事業が実施をされたわけですね。それが中間報告、これ48市町村分だったということで報告されておりますけれども、報告が出されております。それを見ましたら、報告によりまして筋トレを行った

人の16.3%は状態悪化、1次判定ですけれども、状態悪化とされています。それから項目別では、体の痛みや心の健康、憂うつなどの項目で悪化した人は約3割に上っています。さらに鼻血が出たとか、風邪をこじらせたとか、入院したなど、筋トレで体調を崩す例も各地で続出したというふうな状況が、昨年度のモデル事業の中で生まれてきているわけですね。

これで効果が明確と言えるのかどうか。これは本当に大変な問題だというふうに思うんですね。私どもはやはり国と自治体が、高齢者の健康増進を支援して介護が必要な状態になることの予防を進めていくという、こういう考えにももちろん異論はありませんけれども、この筋力トレーニングのあり方、やはり市としてもなかなか限界があるところですが、私もイメージがわかりません。果たして本当に要支援1、2の方々へこういうことがされることがイメージとしてもう一つわかりませんけれども。ぜひ十分な研究を重ねてやっていただけたらというふうに思います。

次に、4点目ですが、施設利用者の負担増についての問題でございます。

この点については、例えば参議院の厚生労働委員会の席で、実際に年金でやっていけるのかというその事例の中で、例えば年金が月7万円で、特別養護老人ホームの準個室に入所する高齢者の場合、利用料は8万5,000円で年金額も超える事実を示された。本当に低所得者に配慮されているとは到底言えない実態があるんだという、こういう例が出されましたけれども、やはり入所の継続ができない、あるいは新たに入所できないという状況が生まれてくるのではないかというふうに思います。

そしてまた、デイサービスなんかは食費が自己負担になってくるわけですから、利用の抑制が高齢者の生活とか健康にも大きな影響が出てくると思います。こういう面に対して市の対応は今後どうされるのか。そのあたりをお尋ねをいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今、大変施設利用者の方への負担が大きいということの御質問でございますけれども、介護保険制度は保険料と公費という国民負担により支えられている制度でございます。保険料の急増を抑えるためには給付の効率化、重点化が必要となります。同じ要介護状態であれば、在宅でも施設でもサービス利用の給付と負担は公平であるべきでございます。特に施設等給付の範囲については、在宅高齢者との公平性の確保の観点から見直しが必要となっております。

また、今回の見直しにより低所得者の方々の施設利用が困難とならないよう、負担の上限額を定め、介護保険制度において一定の補足給付を行うこととなっております。中でも利用者負担第4段階の場合には、高齢夫婦二人暮らしでどちらかが個室に入っておられる、

片方の方が在宅で生活しておられる配偶者の方の収入が一定額以下となる場合などは、居住費、食費が引き下げられるなど、制度の中できめ細かな対策が講じられております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 国としてもそういう措置をいろいろとってきているわけですが、しかしその対象にならない方も非常に多いんだということを、私は例を挙げてみたいと思うんですが。市内の方なんですけど生活保護世帯の方で、認知症のために老健施設のユニット型に入っておられます。ところが今回の改定によって、今までは洗濯代のみで過ごせたわけで、当然生活保護費の範囲内でできていたわけですね。ところが、居住費と食費が自己負担になりましたから、月3万3,000円を超える負担増になりました。そのために生活保護費の枠内ではできないわけですよ。当然、在宅か別の施設に入所せざるを得ません。しかし、ここを選んだ理由は、この方の体の状態を見て、この施設が一番いいんだという判定に基づいて入所されているわけです。介護保険が本人の体の状況に合わせて、自分の施設を選べる。自分が適当と思われる施設を選べるという当初の目的だったはずですけども、こういう状態でこの方は出ていけなくちゃならない、こういうことが生まれています。

幸いに次の施設が見つかるまで、その間は見ようという、軽減といいますか、措置がされるわけですけども、いずれにしても出ていけなくちゃいけない。こういう状態が各地で生まれているんじゃないかと思えます。決して低所得者に配慮がされているという状況にはありません。ぜひとも市の独自施策はなかなか難しいという状況であれば、国に対し本当にその人の状況に応じて介護サービスが選べる状況を今後つくっていただきたい、このことを私は要望しておきたいというふうに思います。

それから、最後に地域包括支援センターの問題ですけども、新予防給付の対象となる高齢者のケアプランを立てていけなくちゃいけない。保険者あるいは委託されたケアマネジャーがその対応をしていくわけですけども、先ほども言いましたようにこの対象となる数は約2,000人です。本当にこのセンターが十分な機能を果たし得るのか、1カ所に委託をするという御回答でしたけれども。そしてこのセンターは、地域支援事業のマネジメントも担うことになるわけですが、本当にこのセンターの役割というのは大きいんですけども、十分に対応できるのかどうか。私は大変疑問に思っているんですけども、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 地域包括支援センターへの御質問でございますが、さ

つき議員さんおっしゃいましたように、この地域包括支援センターは新予防給付と地域支援事業、この中に介護予防事業がありますが、マネジメントの双方を一体的に実施し、責任を持って遂行することが原則とされております。

しかしながら、新予防給付につきましては、地域包括支援センター全体の業務量や必要な職員の確保、利用者の視点から見たケアマネジメントの連続性の確保という観点から、一定の範囲でその業務を地域の居宅介護支援事業者に委託することができるとされておりますので、その方向でも検討しているところでございます。以上を踏まえ、地域包括支援センターの中立性・公平性の確保や業務量等を勘案して、人員、人材の確保に努めてまいりたいと存じます。

また、地域包括支援センターの適正な運営、公平・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会という第三者機関を設置することといたしております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 御答弁にもありましたように、センターは今後中立性の確保という点では非常に大事な点だと思いますが、中立性の確保の問題。それから人材ですね、人材の確保。運営協議会が設置をされますが、この運営協議会に十分な住民の声が生かされるように運営されなければならないと思います。今後の課題として在宅介護支援センターとの関係とか、さまざまな問題が今後出てくると思います。市としても平成19年度まで現在の介護保険事業計画が実施をされますが、来年度はその見直しの作業にも当たっていかなければならないと思います。在宅でのサービス、それから施設でのサービス、改めてこの介護保険法が改定をされて、防府市として本当にどういう取り組みをしていくのかという点で、ぜひ高齢者の方々、また市民が安心して暮らせるまちづくりという点で十分な議論が必要だと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

時間がなかなかありませんので、次の質問をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） それでは、各種健康診査の充実について。まず1番、生活環境部長、答弁をお願いします。

生活環境部長（三谷 勇生君） 私からは、各種健康診査の充実についてのうち、生活環境部の所管でございます国民健康保険の人間ドックについて、その対象範囲の拡大と補助率の引き上げができないかという御質問についてお答えいたします。

今さら申し上げるまでもなく、健康で快適な生活を営むことは市民共通の願いであり、そういった意味におきまして人間ドックは病気の早期発見、早期治療に大きく貢献してお

りますし、そのことはとりもなおさず膨大な経費を必要としております医療費の削減にもつながり、国保会計の健全運営に役立っているところでございます。

本市におきましては、平成7年度からこの人間ドックを推進してまいりましたが、受検者はここ数年500人から600人程度で推移いたしております。市といたしましては、できるだけ多くの方がドックを受検され、自分の健康は自分で守るという意識を醸成するためにも、該当者にははがきによる受検案内を送付するとともに、市広報やホームページによるPRを行い、積極的に啓発に努めておるところでございます。

それではまず最初に、人間ドックの対象年齢の範囲拡大ができないかについてお答えいたします。

対象年齢の範囲につきましては、生活習慣病の兆しが顕在化し始める年齢に到達された方に対し、それを予防するという観点から、現在30歳から70歳未満の被保険者の方々に人間ドックを受検していただき、病気の早期発見、早期治療を促したいと考えております。70歳以上の方々につきましては、健康増進課の方で基本健康診査や各種がん検診が無料で御利用いただける制度を設けておりますので、その制度を利用していただきたいと考えております。また、県下各市の状況を見ましてもおおむね本市と同様となっており、対象年齢の範囲につきましては、現行のとおりとさせていただきたいと考えております。

次に、人間ドックを受けた際の費用に対する補助率の引き上げができないかについてお答えいたします。市といたしましては、より多くの被保険者の方々に人間ドックを受検していただき、病気の早期発見、早期治療を促すことにより健康的な生活をお送りいただくとともに、ふえ続ける医療費の削減を図りたいと考えております。

したがいまして、現在、費用の8割を補助し、個人負担は2割の6,000円としておるところでございますが、御質問の補助率の引き上げにつきましては今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 1点だけお尋ねいたしますが、この間の人間ドックの利用率、受診率といいますか、どの程度になっているのか教えていただけますでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 受診率と申しますのは、いわゆる国保対象の方々に、そして70歳以上をはじきます。そういう中で、受検率が16年度が3.81%でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番(山本 久江君) まだまだ低い状況だというふうに考えております。人間ドックによる疾病の早期発見というのは、もう言うまでもなく医療費抑制につながることから、やはり国保加入者の受診を大いに進めていかなければならないというふうに思います。御回答の中で、補助率の見直し、補助率の引き上げについては今後検討してまいりたいとの御答弁をいただきましたので、ぜひ実施に向けて前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

年齢につきましては、私は基本的には国保の加入者であればどなたでも、保険料を払っているすべての国保加入者を対象にすべきだというふうに考えております。特にやはり20代は職場での検診がある方はいいですけれども、そのほかの方はありませんので、やはり20代後半ともなりますとさまざまな問題が出てきますので、ぜひこのあたりも再検討を要望したいというふうに思います。

それでは、大腸がんの方、お願いします。

議長(久保 玄爾君) 次は大腸がん検診の自己負担軽減について、健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) では、私の方から各種健康診査の充実についてということで、2の大腸がん検診の自己負担軽減についてお答えを申し上げます。

大腸がん検診につきましては、山口県老人保健法等健康診査実施要領に基づき実施しております。検診方法につきましては、大腸がんの初期症状として便に血がまじることで判定する免疫便潜血検査の2日法を用いております。検査につきましては、市内の医療機関に委託して実施しております。

受診状況につきましては、平成16年度の受診者数は1,998人となっており、5年前と比較しますと約1.3倍と、徐々に増加しております。

がん検診の自己負担金につきましては、集団または個別検診、委託料等の状況を考慮して、各市でそれぞれ決めることになっております。本市では負担割合等を考慮して、受診される皆様に相応の御負担をお願いしておりますが、免除制度を設けて負担の軽減を図っております。したがって、現状の自己負担で大腸がん検診を実施したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、大腸がんは早期に見つけやすいがんの一つで、早期の発見であれば治癒率の高いがんであることから、今後とも大腸がんに関する知識の啓発及び受診勧奨に一層努めてまいりたいと存じます。

以上です。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(山本 久江君) 現在の大腸がんの受診率をお尋ねをしたいと思います。その

ほかの胃がん等のほかのがん検診の受診率もあわせて、その比較がしてみたいので、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 受診率のお尋ねでございますが、現在、本市で実施しておりますがん検診は5種類ございます。平成16年度の受診率につきましては、大腸がんが8.6%、胃がんが12.9%、肺がんが17.1%、子宮がんが15.7%、乳がんが11.5%となっております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） こうしますと、ほかのがん検診に比べてもこの大腸がん検診の受診率は非常に低いわけですね。しかし、この受診をすることで完治する可能性というのは非常に高いので、ぜひ検診のPRといたしますか、そのあたりをお願いしたいと思います。具体的に今、市としてどのような取り組みをお考えでしょうか、そのあたりをお尋ねします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 受診率向上を図るための具体的な取り組みということでございますが、現在行っております具体的な取り組みにつきましては、公共施設や医療機関、スーパー等、人の出入りが多い場所にポスターを掲示してPRをしております。また、市広報や健康相談、健康教育など、さまざまな機会を通じまして検診の必要性の周知及び受診勧奨に努めております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 今後ますますこの大腸がんはふえる傾向にありますので、ぜひそのあたりのPRも進めていただきますように、よろしく願いをいたします。自己負担分については、今後の検討課題ということでお願いをしたいと思います。

それでは最後に、防犯灯の問題をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 次は、防犯灯設置等補助金について、総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、防犯灯設置・取替補助金の増額についてお答えいたします。

地域の安全は地域ぐるみで取り組んでいくことも必要であることから、本市では自治会において設置、維持管理される防犯灯につきまして、防犯灯設置・取替補助金交付要綱により、新設の場合は、その1灯における設置費用のうち1万2,000円、取替につま

しては4,000円の補助金を交付しております。また、これに加えて県内13市の中でも本市と光市だけの制度でもありますが、電気料助成金といたしまして、年間3カ月分の電気料を助成しております。

さらに、現在、本市の自治会に対する補助金を総合的に見ますと、そのほかにも独自の補助金制度もあり、1自治会あるいは1世帯当たり、いずれも他市と比較しても多額の助成をしておりますので、この補助金の増額のみを検討することは大変困難な状況にあります。

しかしながら、現在の社会情勢などからして、防犯灯のさらなる普及は、地域の防犯環境の向上を図る上からも必要であると考えておりますので、今後、自治会の皆様からの御意見もお聞きし、自治会補助金全体の見直しの中において協議・検討してまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） この防犯灯の設置、新設あるいは補修について、この間どのくらいの申し込みが自治会からあったのか。昨年、一昨年、資料を持っておられるだけで結構ですが、この間の状況を教えていただけたらと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、過去3年間の実績を申し上げます。新設は1万2,000円、取替は4,000円でございますが、14年度は新設が147灯、それから取替が171灯、合わせて24万8,000円の補助金を出しております。15年度は新設が84灯、取替が170灯の16万8,000円。16年度実績ですが、新設が88灯、取替が349灯、合わせて24万5,000円の補助金を交付いたしております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 先ほどの御答弁の中で、この補助の見直しについては自治会の補助金全体の見直しの中で検討していくという、こういう御回答でございました。例えば私どものところにお話があったのは、振興助成金そのものが自治会の会員数が少ないために少ないが 市内の周辺部ですけれども。しかしそういう場所は、実際に防犯灯の設置箇所の、ここにつけた方がいいという箇所が非常に多いわけですよ。ですから、自治会補助金全体の中で見直しと言われますが、例えば振興助成金が減っても困る。しかし、防犯灯の設置箇所は非常に希望するところがあるんだという、そういう自治会も実際あるわけですね。

ですから、今後この問題については防犯灯の設置そのものは大変要望が多い状況ですの

で、自治会としっかりと話し合いを進められて、ぜひ皆さんの期待に沿えるような回答が出されますようお願いをしていきたいと思います。新年度に向けての取り組みで何かございましたら、そのあたり最後にお伺いをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） これは、やはり議員さん御指摘のように幅広く、浅く広く補助をした方がいいのか、今言われましたように、いきめのいく補助金にした方がいいのかということがありますので、これは担当している広報広聴課長のいわゆる人事考課の課題といたしまして、それをちゃんと解決する方向性を見出せというふうに指示をいたしております。そういう取り組みをいたしております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） それは課長さんだけの問題ではございませんので、ぜひ自治会全体のことでありますし、市全体で取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） たびたびすみません。先ほど受診率のところ、いわゆる国保加入者の中で健康増進課の基本健康診査を受診されたいわゆる40歳以上の方々のものは除いた率ということで御認識いただきたいと思います。失礼いたしました。

議長（久保 玄爾君） 以上で11番、山本議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、1時15分まで休みます。

午後 0時11分 休憩

午後 1時16分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は4番、山下議員。

〔4番 山下 和明君 登壇〕

4番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして質問させていただきます。当局におかれましては、明快な御回答をよろしくお願い申し上げます。

最初の質問は、市民工房施設を含みリサイクルセンターの建設についてでございます。

清掃ごみ処理事業は、出されたごみを衛生的に処理し、清潔なまちづくりに努めることにあります。しかし、大量生産、大量消費、大量廃棄の時代に入り、ふえ続けるごみを焼却処理することで対応してきたことが、結果的には有害物質ダイオキシン類の排出につな

がり、環境問題に多大な生活不安をもたらしてしまいました。その後ダイオキシン規制法により、排出ガス削減プラントの整備、廃棄物の抑制、再利用、再資源化の推進、容器包装リサイクル法に基づく分別の徹底により、ごみ削減対策がとられてきました。今後、私たちは大量廃棄型のスタイルを見直し、かけがえのない豊かな地球環境を未来の子どもたちに残すために、物を大切にし、有効に使う省資源・省エネルギーの循環型社会を構築する責務があります。

そこでお尋ねいたします。平成13年6月議会で同様の質問をいたしておりますが、再資源化及び再利用を図り循環型社会をさらに形成するため、市民のリサイクル活動を推進し、そうした活動のサポートができる市民工房施設を取り入れたリサイクル拠点施設、例えば衣類のリフォームや自転車の修理、廃油からの石けんづくり、ガラス工芸や木工製品のつくり方などを専門指導員のアドバイスを受けながらリサイクル体験ができる工房教室の設置、そして再生された成果品を販売するリサイクルショップ、使わなくなった子どもの玩具コーナー、そうした機能を備えたりサイクルセンタープラザの建設について検討はされていると思いますが、単独市政を選択された今、現在の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目の質問は、防府市クリーンセンター内の分別収集場所の整備についてでございます。

クリーンセンターには廃棄物の処理及び清掃に関する条例、廃棄物資源化推進事業奨励金制度、容器包装リサイクル法により分別された資源ごみが搬入されています。粗大ごみについては破碎処理施設で粉碎し、分別して資源化推進に努められております。

そこでお尋ねいたします。月に一度、資源ごみ4品目9種類、アルミ缶、スチール缶、無色のガラス瓶、茶色の瓶、その他の色の瓶、ペットボトル、新聞、雑誌、段ボールを決められた日時に地域のステーションに持ち込むことが資源化推進の基本であると考えますが、しかし、生活事情によって、月に一度の資源リサイクルの日に出すことのできない世帯があるのも実情だと思います。よって、4品目9種類の資源ごみをクリーンセンターに直接持ち込まれる方も多くおられますが、しかしクリーンセンターの敷地は広く、分別資源ごみのステーションが分散しているために不便にあること。時間帯によっては計量場所で大変込み合い、戸惑いを感じられる利用者の方もおられるようであります。

そこで、一般個人の方が搬入に来られても、簡単に処理ができるように、わかりやすい場所に4品目9種類に分類のできる一体化したステーションを設置し、計量器に乗らなくても処理ができるよう事務を簡素化した改善対策を図ることができないものかお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 4番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 生活環境循環型社会についての御質問にお答えいたします。

まず、市民工房施設を含みリサイクルセンター建設についてでございますが、クリーンセンターの焼却施設や破砕処理施設につきましては、建設以来相当の年数が経過しておりますことは既に議員さんも御存じのとおりでございます。今日まで議員の皆様のご理解と御協力をいただき、中小の修繕を施しながら、施設の善良な維持管理に努めてまいっております。

そのような中におきまして、現在施設の更新に向けて助役を会長にした庁内プロジェクトを立ち上げ、検討に取り組んでおり、この8月末、第2回目の建設協議会を開催したところでございます。

さて、議員御指摘のとおり平成13年6月本会議におきまして、市民が見て、聞いて、楽しんで、行きたいと思うような工房を備えたりサイクルプラザを市制70周年事業として建設してはという御提言をいただきましたことは、今でもはっきりと記憶いたしておるところでございます。この件につきましては、プラザ機能を持った施設への改造を現有いたしております資源化倉庫や南側隣接地及び民間倉庫の買収をも含め、その可能性を模索いたしてまいりました。

その結果、資源化倉庫は瓶やペットボトルのストックヤードとして使用しており、老朽化も進み、狭隘で改造は困難であるという判断に至っております。また、民間倉庫につきましては、倉庫所有者と荷主さんとの賃貸契約も継続しており、賃貸収入もあることから、当面の間、売却の意向も薄く、さらに施設の建設計画が具体化した時点で再度協議をするということになっております。

このような中、御存じのとおり市町村合併の協議が開始されたため、防府山口圏域全体での廃棄物処理計画の策定が必要となり、防府市単独でのプラザの建設構想が残念ながら中断を余儀なくされ、今日に至ってまいりました。しかしながら、これまでどおりの市政継続となり、施設建設計画が待ったなしの時期になっており、施設建設は施策の最重要課題と位置づけ、推進してまいり所存でございます。

施設の建設に当たりましては、議員御案内のとおり、循環型社会形成に向けた施設内容でなければ交付金の対象となりません。そこで、どのような機能を持たせた施設にするかにつきまして検討をしてまいりましたところ、幸いにも交付金対象のメニューの中にはリサイクルセンターの施設整備も含まれておりますことから、施設更新の際にはぜひとも議

員から御提言いただいておりますリサイクルセンターも視野に入れながら、今後建設協議会にて検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、クリーンセンター分別収集場所の整備についてお答えいたします。

本市における資源ごみの分別収集につきましては、平成11年度より缶、瓶、古紙の3品目で開始し、平成12年度にはペットボトルを加え、現在4品目で行っております。また、この4品目をさらに詳しく申しますと、缶はスチール製とアルミ製の2種類、瓶は色別に3種類、そして古紙では新聞紙、雑誌、段ボールの3種類の計9種類に分けて処理をしております。これだけの種類の品目を分別して保管する場所を確保するということになりますと、かなりの広さの用地が必要となります。

しかし、議員も御存じのように本市クリーンセンターにおいては、昭和54年の破碎処理施設をはじめとし、昭和57年に焼却施設、平成6年にはし尿処理施設、さらに平成13年には焼却施設に附帯する排ガス高度処理施設、いわゆるダイオキシン類対策施設と、多くの大規模施設を建設してまいりまして、クリーンセンター敷地も大変手狭になってきたところでございます。このような中で、資源ごみの分別・保管を行わなければならない状況になりましたので、散在しております空き地の活用を図りながら、何とかそのスペースを確保しているのが現状でございます。

現在、資源ごみの収集場所といたしましては、古紙などの可燃資源物は焼却場の敷地内に、缶・瓶などの不燃資源物は破碎処理施設の敷地内に別々に設置しておりますが、1カ所にして市民の利便性を図りたいとは存じますが、先ほども申し上げましたように狭隘な空き地の中での活用を図ったためのものでございますので、どうか御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、市民の皆さんが持ち込まれたごみをその都度計量しなければならないのかといった点につきましても、クリーンセンターで処理をする廃棄物量の統計数字は、さまざまな方面で必要とされます。例えば毎月環境省に報告しております市町村別分別収集等実施状況調査では、処理した廃棄物の重量を報告することとなっておりますし、また今後の新施設の更新計画を策定する際、資源ごみの保管場所　ストックヤードと申しますが、この保管場所の面積確保の算定など、基礎資料として必ず必要となる数字でございます。

そこで、持ち込まれる廃棄物の重量をはかる手段といたしましては、クリーンセンターの現施設では現在使用しておりますトラックスチールでの計量方法しかありませんし、また可燃物と不燃物の重量が別々に必要となりますので、市民の皆さんにも御協力をお願いしているところでございます。確かに議員さん御指摘のように、市民の皆様にも大変御不便をおかけしておりますことにつきましては、重々認識いたしております。

したがいまして、先ほどの答弁でも申し上げましたように、新しい処理施設の更新に向けて検討を開始しているところでございますが、本市における新施設建設の基本方針は、資源の有効利用に供する施設が最重要施設として考えておりますので、このリサイクルセンターが完成した暁には、市民の皆様にはより快適に御利用いただける施設になるものと存じております。

しかしながら、この新施設建設にもいましばらくの時間を必要としますので、それまでの間、現在の条件の中で市民の皆さんの御不便を少しでも改善できないものか、検討してまいりたいと存じております。

また、建設年度につきましては、現在の施設を大切に使用していくことは当然のことでございますが、巨額な財源を必要とする事業であり、国の交付金制度の動向を注視しながらPFIによる施設整備、管理運営手法の可能性も慎重に検討してまいりますので、今の時点で具体的に申し上げる段階には至っておりません。どうぞよろしくお願い申し上げ、御答弁といたします。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） 市民工房施設を含む資源リサイクルセンター建設についてであります。当初とは路線が変更はあるものの、少しずつではあります。近づきつつあるのかなと、このように感じてはおります。先ほど答弁いただきましたけれども、リサイクルセンター建設について考え方を示されたわけでありまして、今日までの協議、取り組み、いきさつについて理解はしたところでありますけれども、要はリサイクルセンター建設が単独ではいかない。要は交付金の関係もあるということでありまして、前回平成13年6月に質問した、また市長さんから御答弁いただいた内容とは少し異なっておるわけでありまして。

そこで、更新の時期についてお尋ねするしかないわけでありまして、庁内では助役を、先ほど申されたように会長として、建設協議会で検討をされておられるようでありますけれども、先ほど示された内容は、焼却施設本体とそして破砕処理施設も含めて、要するに更新時期に合わせてリサイクルセンターの建設を、いわば一体化したプロジェクトの中で考えているということであるわけでありまして、ここまで方針が固まっておれば、私は早い時期に結論、いわばこの施設の更新の時期を出すべきではなからうかなと、このように思っております。

先ほどお考えの中の一つに、老朽化した施設についてはやっぱり更新は防府市にとって最重要課題ということで位置づけられておるわけでありまして。明年は松浦市長にとっても重要な年ということであろうかと思っております。そして、防府市にとっても明年は市制70周

年という節目を迎えるわけであります。それまでに年度内に結論を出して、大きなプロジェクト計画、更新の時期について明言されるお考えはないのか。松浦市長さん、いかがでしょうか、その点についてお伺いいたします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 実は私、山口県の各自治体で構成しております建設協議会というのがあるんですが、ごさいますけれども、「廃棄物処理施設整備促進建設協議会」、長つたらしい名前ですけども。その会長職をこの5年間ぐらい務めております。現在も務めております。他市町村からのいろいろな要望等々を全部集約をして、それを環境省なり財務省なりに県御当局と一緒に陳情をしていく、そういう役割の会の会長なんでごさいます。

したがいまして、この交付金制度が、国の補助制度というものが、御存じのとおりダイオキシンの排ガス規制、これがためにこれを平成14年11月までに0.1ナノグラムに落とさなければならないという重大な命題がごさいました。私が平成10年に就任をして直後からこれに取り組みまして、11年、12年で予算措置をした記憶があるわけごさいます。

それらでも 正確な数字が違っているかもわかりません。後ほど訂正もさせますけども、約20億円ぐらいのお金をこの修理、改善につぎ込んだわけごさいます。この20億円もの巨額なお金をつぎ込んだ。そしてまた、それを10年後ぐらいには全部ぶつつぶしてしまわなきゃならない。何とももったいない、何とも矛盾の話だなと。本来ならこれを機に全部建てかえるという、そういう思い切った方法をとりたいもんだと。とれるといいなということで当時の財政をいろいろ調べてみましたが、とてもそれは踏み込んでいけるような状態ではない。したがって、万やむを得ず排ガス規制という1点に絞り込んでの改善に着手をしたようなわけごさいます。

したがいまして、この焼却施設というものを、極端な話、一日でも長持ちをさせていくように懸命の努力を現在もしてあるわけごさいまして。あの焼却場にかかるお金がどのぐらいかかるか、80億かかるのか、100億なのか、120億なのかよくわかりませんが、そのようなことなど。また、それに対する国の交付金制度も随分変わってきておりますので、どのような動向になっていくかということなどを慎重に見きわめながら、そしてまたPFI方式を導入することも当時からもう既に言われていたことごさいますので、そこらもしっかり検討しながら、それにリサイクルセンターというものを併設することによって、国の交付金も明らかにそれにはついておりますことごさいまして、両面からの検討をいたしているさなかごさいます。

来年が防府市にとりまして重大な意味を持つ市制70周年という、一つの大きな区切り

の時がわかっているだけに、建設協議会内部では慎重に、しかし鋭意進めているところをございまして、私が想像いたしますのに来年のその時期には明確な方針というものを出していくことができるのではなかろうかと。いずれにしても巨大なプロジェクトでございませすだけに、今私が軽々に申し上げるだけの知識と資料を持ち合わせておりませんことを、お許しをいただきたいと思っております。一日も長く、現有の施設を大切に管理しながら使っていく、延命をしていくことに全力を傾けていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 4 番。

4 番（山下 和明君） リサイクルセンター建設につきましては、いわば施設の更新と切り離して単独ではいかなない理由というのもよくわかりました。交付金の問題もございませう。しかし、今質問している内容につきましては、要するに合体したものなんですね。だから、リサイクルセンターだけ要望しても、今申されたように全体構想の中でやはり考えていらっしやるということでもありますので、いわば PFI 導入、いろいろな工法も含めて今の段階では具体的に申せない状況というようなことも言われませすし、それとはまた別に、市長さんは延命に努めたいというようなお考えを示される。先ほど壇上で答弁いただいたのは、防府市にとって最重要課題ということで位置づけられているということで、どれがというかね、ちょっとよくその辺が理解しがたいかなというふうに思っているんです。先ほど言われたように、近いうちに結論は出されるのかなと思っておるんですけれども、今、この場ではなかなかそこまでは回答はできなないとは思ひませすけれども、早い時期に、ここまで構想が固まっておるならば、打ち出しをしていくべきではなかろうかというふうに思っております。

これは希望、要望ですけれども、平成 23 年（2011 年）、これは昨日の質問にもございませしたけれども、国民体育大会を我が市で開催する年でもありますし、市制 75 周年を迎える節目の年でもあるわけでもありますので、何もかも建設というのは厳しいかもしれませんけれども、このときまでに当初から質問しておりますこのリサイクルセンター建設が具体的にあらわにできることを要望して、この項については終わりたいと思ひませす。

次には、2 点目ですけれども、クリーンセンター内の 4 品目 9 種類の分別収集場所の整備及び事務の簡素化についてという質問に対して、今御答弁いただきましたけれども、この件につきましては利用者の声を代弁させていただいておりますもので、もう一度詳しい御答弁をいただきたいんですけれども、クリーンセンター内の分別処理する手順は、利用者にとって大変不便であるということで、そこでお尋ねしますけれども、一般個人の方がリサイクルセンターに分別ごみ 9 種類を搬入するには、どういった手続と手順で処理してい

くのか、詳しく手順についてお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 9種類の資源ごみを持ち込まれた際には、どのような手順を踏むようになるか、詳しく説明してほしいという御質問であったと思います。

図面がありませんのでまことにあれでございますけれども、一応頭の中で想像していただきたいんですが、まずクリーンセンターの正面ゲートから入っていただきますと、申請書を書いていただくわけでございますけれども、その申請書を書くに当たりましては、入られてすぐ左手にそのための駐車場が用意してございます。一応その駐車場にとめていただきまして、そして計量器のすぐそばに事務所がありますので、そちらの方で申請書を書いていただくようになります。その申請書の申請内容につきましては、氏名と年齢と、それと持ち込まれた廃棄物の種類、それと発生の源、それと持ち込まれた車の番号といったものを一応御記入いただくようになります。

そして、今度は計量器の方に車ごと乗っていただくと。そして、いわゆる9種類ですから可燃にかかわりますところの資源ごみは、その駐車場のすぐそばに用意してございます資源ごみの収集場所に、そこに置いていただくと。そして、次に瓶・缶そういったものが今度は不燃の資源ごみがございますので、それは今度は破砕場の方に不燃ごみの処理施設の敷地内の方に行っていただきまして、そちらの方のいわゆる計量器、それに一応乗っていただきます。そして、その不燃物の資源ごみをそれぞれの設置場所に置いていただきまして、空になった車でもう一度計量器に乗っていただくと。資源ごみの持ち込まれた場合の収集体制は、それで終わりでございます。

議員、先ほどからいろいろ御指摘、ございますけれども、我々といたしましても市民の皆様にもそういった面で非常に御不便をかけておるといところから、市長も答弁で申しましたように統計数字のとり方。いわゆるどういうふうな、もう少し改善できないものかと。できるところをとにかく改善していきたいというふうにこれは考えておりますし、また新施設の更新の際に当たりましては、人の動線、車の動線、あるいは物の動き、そういったものを総合的に検討しながら、そしてできるだけ皆様方に安心して、そして能率のよい御利用をいただけるようなすてきな施設にしていきたいと思いますというふうに考えておりますので、どうか御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） 利用者の方々から非常に使い方が不便だと、なぜ分散しているのかと、1つにしてはどうかと、こういった声というか、こういった苦情というのはございませんか。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 直接私の方には耳に入ってまいりませんが、私もおりましたし、また時々私ども、向こうに出向きますけれども、やはりどういいますか、ごみ、廃棄物を収集してこられた方がどんどん計量器に乗り、そして資源ごみのところへ行き、そして最終的に焼却ピットに行き、そしてまたおりて、その同じ計量器に乗らなきゃならないというところから、車の 時間的にいろいろばらつきがありますけれども、混雑しておるときには非常に迷惑をかけておるなというのは、これはもう私ども実感しております。

議長（久保 玄爾君） 4 番。

4 番（山下 和明君） 先ほどの答弁では、いわばあの広いクリーンセンターの敷地にステーションを設置する場所がないとか、私は広いからそういったのを設置する場所というのは幾らでもあるんじゃないかなと思うんですね。それで、今申されたように、最初に事務手続します。名前書いて、住所書いて、印鑑押して、何を捨てる、その項目まで書きます。それで計量器に乗る。計量器にすぐ乗れりゃいいんですけども、時間帯によっては大変、もう入り口までトラック、業者の車が並ぶんですね。私も2度ばかり経験しておりますけども、なかなか勇気が要ります、割り込むというのは。また処理して、またその計量器に乗らなければいけない。計量器が2つあればいいですけども、1つしかありません。大変な、その辺が初めて行かれる方、たまにしか利用されない方というのは、非常に不便を感じていらっしゃるのではないかなと思いますね。

ですから、こういった法に基づいて、また容器包装リサイクル法等々によっても、今9種類の分別ごみがクリーンセンターに持ち込むことができるわけですので、できれば入ってすぐ左の戸口、今駐車場と申されましたけれど、あそこに9品目が処理できるボックスなり、かごなりを置かれるといいと思います。そして、計量というのは省かれたらどうでしょう。計量はその一日の最後まとめて、職員の方で計量、どういまいしょうかりフトで運ばれて、計量することもできるだろうと思うんですけど、この件についていかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 先ほど私の方からも御答弁申し上げましたけれども、いわゆる統計数字のとり方等々を含めましての、できることからすぐ改善してまいりますということを申し上げましたけれども、まさに今、議員さんの方から貴重な御提言いただきました。そういったことにつきましても早速検討し、改善できるものであれば即座に改善してまいりたいというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 4 番。

4 番（山下 和明君） 松浦市長さん、個人的にこの分別ごみをクリーンセンターに持ち込まれた御経験というのはございますですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） ございません。

議長（久保 玄爾君） 4 番。

4 番（山下 和明君） 一度お忍びで行って、経験させていただくといいのかなと思います。時間帯によっては本当、大変込み合いますし、初めて利用される方というのは説明といいでしょうか、そういう大書きありませんしね、本当不便を感じておられる方がいらっしゃいますので、一度その件について御検討していただけたらと思います。

循環型社会というのはさらに加速して、いずれリサイクルというのは文化となります。そうした社会の対応が望まれておりますので、どうか分別収集場所の整備、事務の簡素化、またこういったものについては多額の予算を伴うということもございませんので、利用者の立場に立って改善策を講じていただきたく、要望して終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 以上で 4 番、山下議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は 18 番、行重議員。

〔 18 番 行重 延昭君 登壇 〕

18 番（行重 延昭君） 本定例議会最後の質問となります。大変執行部におかれましても、また議員の皆様もお疲れと思いますけれども、できるだけ時間をかけずに終わりたいと思います。執行部におかれましては、的確な御回答をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

実りの秋を迎えまして収穫の喜びを感じずるこのごろであります。ことしは今のところ先日の台風も大した被害もなく、豊作の秋祭りの太鼓の音も近々聞けることを、百姓一同、期待の毎日であるこのごろでございます。

このたびは有害鳥獣の捕獲 以前は有害鳥獣の駆除とっておりましたが、最近には捕獲という言葉で表現されているようでございますが についての対策、また、これの奨励措置の内容等についてお尋ねをいたします。

有害鳥獣への対策につきましては、かねてより市当局におかれましてはこれら対策について格別な御配慮をいただいておりますことに、農業者を代表いたしましてもお礼をここで申し上げるところであります。これが被害の状況につきましては、当市内では該当鳥獣はイノシシ、カモ、カラス、ヒヨドリ、スズメ等による被害が発生しており、これの被害

は年間、相当な額に上っております。農家にとりましては、1年間を通して経済的損失はもちろん、またこれに対する腹立たしさ、精神的にもやり場のない状態が続いている状況であります。ことしもまた稲の収穫時期を迎え、既に市内各所でイノシシ、スズメによる被害が各所で発生している状態です。農家にとっては頭の痛い昨今であるわけでございます。

特にイノシシの被害は著しく、最近のイノシシは人なれをし、民家近くでも堂々と徘徊をし、被害をもたらしている状況です。これは一つには、山林樹木の生態系の変化、広葉樹林の減少、杉、ヒノキ樹林の増加によるものだとおっしゃっていただいております。

鳥獣の捕獲につきましては鳥獣保護法及び狩猟に関する法律という中で、保護、捕獲の両立の中で定められた内容により、農家等は勝手にこれを捕獲することはできず、農家にとりましては自衛策を講ずる方法しかなく、自分の農地に入らないようにするか、よそへ追いやるしか方法がありません。

法的にはスズメ1羽たりとも農家が捕獲できないわけでありまして、どうもこの法律は保護が優先し、またこれによる被害排除は二の次のような法律であるような感じもしております。そういう中で法の許可の手続をいただき、これをもとに猟友会等への捕獲依頼をし、対応をお願いしているのが実態であります。

猟友会におかれましては、捕獲班を編成され、捕獲に努めていただいております。暑いにつけ寒いにつけ、またイバラの野山で保護と捕獲の両立、調整の中で大変な御苦労があるかと察し、感謝を申し上げるところであります。このような状況下、本市においてもまた各農業団体においてもさまざまな奨励措置をはじめ対策が講じられておりますが、引き続きこれが奨励補助についてよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

さて、これの捕獲の猟友会への委託対応等について、2点ほどお伺いをいたします。

1点は、捕獲対策であります。この有害鳥獣の捕獲につきましては、被害の実態、状況から、猟友会の捕獲実施をいただくまでの手続の短縮化と、捕獲地区範囲の設定についてであります。農家の被害状況をいち早く把握し、猟友会等への捕獲依頼、捕獲実施へと即座に対応できるようなマニュアルができておられると思っておりますが、被害は一晩で多大なものになることがたびたびあります。緊急性があるわけでありまして、農業団体等との対応、連携が特に必要であると思っておりますが、手続の実態はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

また、捕獲地区の範囲の設定であります。特にイノシシ等については行動範囲が大変広く、時には一晩に10キロもその上も移動するとも聞いております。かなりの範囲、一集落単位程度では対応できないと思っております。かなりの範囲の捕獲地区を設定しないと、効

果、成果が期待をされません。捕獲地区の設定の条件等があるやもしれませんが、あわせてお示しをいただきたいと思います。

次に、猟友会への補助金・捕獲対策費・奨励金についてお尋ねをいたします。

市におきましては、これが対応策としてさまざまな奨励補助の措置を講じていただいておりますが、捕獲奨励事業補助金、捕獲対策協議会助成金、捕獲事業活動補助金の3つの費目勘定からの助成措置、これのそれぞれの費目ごとの内容、補助金の性格、支出の目的等についてお尋ねをいたします。特にこの助成金の算出根拠について、ここ数年漸次増額とはなっておりますが、16年度の特に決算に基づいてお示しをお願いしたらというふうに思っております。

15年度、16年度の決算及び17年度の予算書から見ましても、金額にして漸次増加の傾向にありますが、被害をこうむっております農家にとっては予算増加はまことにありがたいことであり、引き続いて有害鳥獣への被害対策としての的確な予算計上をお願いするものでありますが、これの予算がどのような形で生かされており、なおかつその成果、実績がどのようなになっているのか、市として十分内容、これの実績効果について把握されていることと思います。ついては成果、実績について、特に16年度の数字で結構でございますので、お示しをお願いしたらというふうに思っております。

以上、本壇上からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（久保 玄爾君） 18番、行重議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 有害鳥獣対策についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の猟友会への捕獲委託の手續についてでございますが、最近の自然環境の変化に伴い、従来人里離れたところにおりましたイノシシ等の有害鳥獣が人家の近くまで出没してきており、農作物等に被害を及ぼしておりますが、その都度猟友会へ捕獲の許可を出しております。手續につきましては、被害が発生しますと被害者から地元の農協及び森林組合等へ有害鳥獣被害報告書が提出され、これを受けて同団体から猟友会へ有害鳥獣捕獲等依頼書が提出されます。これに基づいて猟友会が被害調査を行い、その調査書を添付して鳥獣捕獲等許可申請書が市長あてに提出されることとなります。市は許可申請書を審査し、適切であれば許可証 鳥獣の捕獲等のでございますが、許可証を交付して、その後捕獲が実施されます。

農作物への被害防止はもちろん、最近は森林浴、自然散策がブームとなっており、市民が山に入る機会もふえておりますので、被害が及ばないようにするとともに、迅速に許可手続を行っていきたいと考えております。

2点目の猟友会への補助金・捕獲対策費・奨励金の内容についてのお尋ねにお答えいたします。

対象となる事業として5つの事業がございます。1番目にイノシシ、ノウサギ、サル、タヌキ、カラス、スズメの捕獲の促進を図るために有害鳥獣を適法に捕獲し、その確認資料を提出したのものに対する奨励金を支給する有害鳥獣捕獲奨励事業があります。次に、イノシシによる農作物に対する被害を防止するため、イノシシの捕獲に対し協議体制を確立し、猟友会等の団体で計画的にしかも効果的に被害を防止するため、捕獲を目的として団体を構成する捕獲従事者に経費を支給するイノシシ団体捕獲事業。3番目として、イノシシによる農作物の被害を防止するため、金属製のイノシシ捕獲檻を設置するのに要する経費を補助するイノシシ捕獲檻設置事業。4番目に、カラス、ドバトによる農作物の被害を防止するため、カラスまたはドバトの捕獲わなを設置するのに要する経費を補助するカラス・ドバト捕獲わな設置事業、最後に、有害鳥獣による農作物等に対する被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲を行う猟友会等の団体の活動を支援するための活動費を補助する有害鳥獣捕獲活動事業があり、当市の有害鳥獣の捕獲については猟友会に負うところが大きいです。

なお、これら奨励金、補助金の支出については、猟友会から提出された実績報告に基づいて支給しているところでございます。

以上、御答弁申し上げますが、個々の詳細な数字につきましては、担当の部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） ただいま御質問いただきまして、市長答弁しましたけれども、数字的なものが今市長の答弁の中に入っておりませんので、私の方から申し上げたいと思います。

それともう一点、先ほどの議員さんの壇上での御質問の中で、イノシシの捕獲の地区設定とかいう御質問が出ておりました。この点につきましては、昨年度まではいわゆる西部、北部、東部というふうに3ブロックの中で猟友会におかれまして対応してもらってあったわけですが、今年度からはそういったブロック設定じゃなくして、猟友会の会員の方の減少もあるやに聞いておるんですけども、そういった3ブロック設定でなくて全市が1ブロックのような形で、捕獲の活動に動いていただいておりますというお話は聞いております。

それと、さっき言いました16年度の決算にかかわることで、実績とか効果等の御質問がありましたので、簡潔にお答えを申し上げます。

まず、イノシシ、カラス等々のいわゆる有害鳥獣の捕獲の奨励事業の決算ですけれども、まずイノシシの捕獲頭数が423頭という御報告を受けております。それに基づきまして、イノシシに限りましては県の補助と、市のいわゆる単独の補助とがあるわけですけれども、その423頭につきましての奨励事業の補助金としまして90万9,000円ほど補助金を支出しております。

もう一つ上がっておりますのがカラスでございますけれども、昨年度37羽捕獲ということで、これも県の補助が2分の1あるわけですけれども、単市分と合わせまして1万4,800円ほど補助金として支出をしております。

したがいまして、有害鳥獣の捕獲奨励事業にかかります補助金の総額は、92万3,800円ということになります。

それともう一つ、大きな補助金というんですか、あるんですが、イノシシ団体捕獲事業補助金というのがございます。これは御承知のように、先ほど申し上げました奨励事業の補助金をベースにしなが、定額補助もプラスしての団体捕獲事業に対する、これはイノシシのみの関係になるんですけれども、補助金がございます。

これは出勤回数というのがあるわけなんですけれども、これが昨年度、全地域合わせまして1,602件ということで、これにかかります団体捕獲事業の補助金が64万800円ということになります。ちょっと今、1つ間違っ申し上げた分があります。このイノシシ団体捕獲事業の補助金は、定額補助は含まれておりません。ちょっと訂正させていただきます。

それともう一つ、補助金、大きなものがあります。これが有害鳥獣捕獲活動事業の補助金というのがあるわけですけれども、これがちょっと先ほど間違っ申し上げましたが、今の最初に申し上げました捕獲奨励事業の補助金、それをまたベースにしなが、定額補助が含まれるわけですけれども、これの総額が60万1,533円支出しておるわけです。今、大きな3つの補助制度、申し上げました。したがいまして、これをトータルしますと市が補助金を出しております総額は、216万6,133円というのが昨年度の実績でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（行重 延昭君） ありがとうございます。前段の猟友会への委託手続等につきましては、了解をいたしました。今後も被害が緊急性があるという場合が多々ございますので、できるだけ届けがあれば手続等について、迅速な手続をお願いをしておきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 以上で、18番議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は9月29日午前10時から開催いたします。その間、水道事業決算特別委員会及び各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後 2時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年9月15日

防府市議会議長 久 保 玄 爾

防府市議会議員 藤 野 文 彦

防府市議会議員 三 原 昭 治